

—令和7年度—

組合の概要



海部地区環境事務組合

目 次

1 概況	
(1) 位置・面積・人口等	1
(2) 沿革	3
2 組織・職員	
(1) 組織図	10
(2) 職員の配置	11
(3) 事務分掌	11
3 予算・決算	
(1) 令和7年度当初予算	14
(2) 令和6年度決算（見込み）	15
(3) 人口に対する市町村負担金の推移	15
4 施設・概要	
(1) 八穂クリーンセンター	16
(2) 八開処分場	16
(3) 塩田緑苑多目的広場	17
(4) 塩田センター	17
(5) 新開センター	18
(6) 上野センター	18
(7) 日光川左岸し尿中継船係留土場	21
5 ごみ処理事業	
(1) ごみ搬入・処理実績及び運転状況	22
(2) 一般廃棄物ごみ受入れ要綱	27
(3) 事業系一般廃棄物ごみ受入れ要領	30
(4) 各種調査結果（八穂クリーンセンター）	33
(5) 各種調査結果（八開処分場）	38
6 し尿等処理事業	
(1) 令和6年度新開センターし尿等処理実績	40
(2) 令和6年度上野センターし尿等処理実績	41
(3) 令和6年度し尿等処理実績（合計）	42
(4) 令和6年度し尿等搬出状況	43
(5) 年度別し尿等処理実績	43
(6) 各種調査結果	44
参考資料	
(1) 公害防止協定書（八穂クリーンセンター）	48
(2) 八穂クリーンセンター運営協議会設置条例	52
(3) 八穂クリーンセンター運営協議会規則	53
(4) 新開センター施設運営に関する協定書	55
(5) 新開センター施設運営に関する協定書細目事項	56
(6) 用語解説	60
(7) 単位・記号の解説	63

1 概況

1 概 况

(1) 位置・面積・人口等

当組合の立地する海部地域は、愛知県の西部に位置し、東は名古屋市に、北は稻沢市に接し、西は木曽川を隔て岐阜県及び三重県に隣接し、南は伊勢湾に臨み、その大部分が木曽川のデルタ地帯に属しており、管内市町村のほとんどが海拔ゼロメートル地帯である。

当組合は、海部地区4市2町1村で構成され、面積 198.41km²、人口283,492人、世帯数 125,819戸（令和7年4月1日現在）で大都市名古屋のベッドタウンとしての住宅地、米作を始め野菜や花卉等農産物の生産地、更には名古屋臨海工業地帯の一部として発展している。

ア) 面積

内訳 令和7年4月1日現在

市町村名	面積(km ²)	市町村名	面積(km ²)
津島市	25.09	大治町	6.59
愛西市	66.68	蟹江町	11.09
弥富市	48.28	飛島村	22.43
あま市	18.25	合 計	198.41

※あま市の面積は旧甚目寺町除く

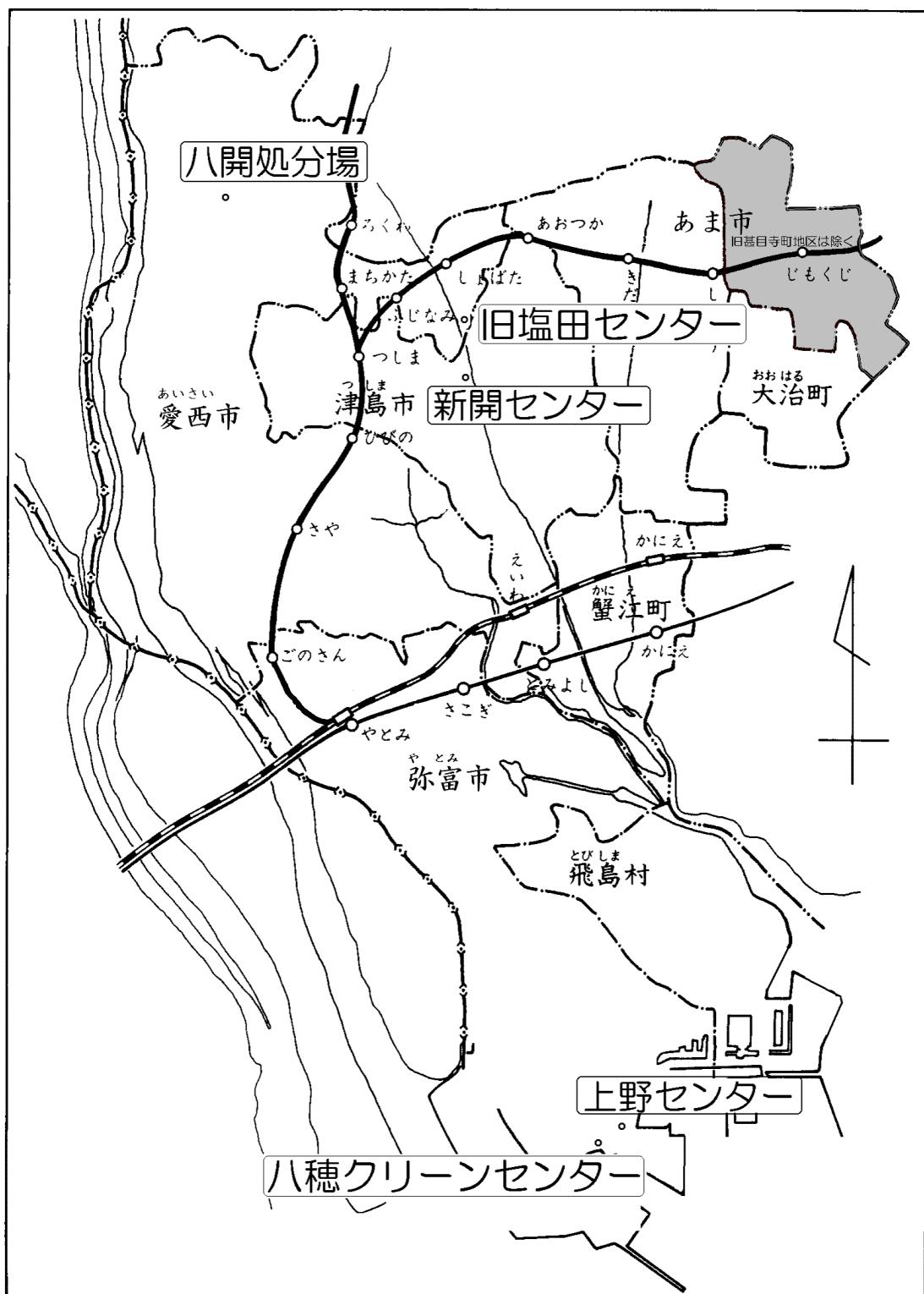
イ) 人口・世帯数

令和7年4月1日現在

市町村名	総人口(人)	世帯数(戸)
津島市	59,335	27,515
愛西市	60,228	24,600
弥富市	43,366	19,133
あま市	45,555	20,203
大治町	33,581	15,017
蟹江町	36,737	17,463
飛島村	4,690	1,888
合 計	283,492	125,819

※あま市の人口・世帯数は旧甚目寺町除く

ウ) 地図



— JR
— 名鉄
— 近鉄

(2) 沿革

ア) 海部地区環境事務組合の設立

海部地区環境事務組合は、旧津島市ほか十一町村衛生組合及び旧海部津島衛生組合がそれぞれ個別に管理運営されることによる行政運営上の非効率的な面を改め、統合により広域行政の円滑化、効率化を図りつつ、ごみ処理施設、し尿処理施設の設置、管理運営及びこれらに附帯する事務並びに塩田緑苑多目的広場の維持管理に関する事務の共同処理を目的として平成12年4月1日に地方自治法第284条第2項に基づき旧甚目寺町を除く4市3町村の構成自治体（津島市、愛西市、（旧佐屋町、立田村、八開村及び佐織町が平成17年4月1日合併）、弥富市（旧弥富町、十四山村が平成18年4月1日合併）、あま市（旧七宝町、美和町、甚目寺町が平成22年3月22日合併）、大治町、蟹江町、飛島村）で設立された地方公共団体の一部事務組合である。

年	沿 革
平成 12年	<ul style="list-style-type: none"> ・2月10日付けで、津島市、七宝町、美和町、大治町、蟹江町、十四山村、飛島村、弥富町、佐屋町、立田村、八開村及び佐織町の1市11町村をもって、ごみ処理施設の設置、し尿処理施設の設置及び管理運営並びにこれに附帯する事務及び塩田緑苑多目的広場の維持管理に関する事務の共同処理を目的とする海部津島環境事務組合の設立許可（41指令地第94号） 事務所の位置 津島市大字津島字新開128番地 ・12月1日付け（届出）組合規約の変更 <ul style="list-style-type: none"> 事務所の住所変更 旧 津島市大字津島字新開128番地 新 津島市新開町二丁目212番地
13年	<ul style="list-style-type: none"> ・10月1日 弥富工場（仮称）ごみ受け入れ開始 ・10月16日 弥富工場（仮称）焼却作業（試運転）開始
14年	<ul style="list-style-type: none"> ・2月27日 弥富工場（仮称）建設工事完了（一部） ・4月1日 管理者始め三役交代 管理者 津島市長 副管理者 美和町長 副管理者 佐屋町助役 収入役 津島市収入役 ・5月31日 八穂クリーンセンター建設工事完了 ・6月1日 八穂クリーンセンター本格稼働 ・10月1日 上野センター脱水汚泥及びし渣の八穂クリーンセンターでの焼却処理開始
15年	<ul style="list-style-type: none"> ・2月17日 副管理者交代 佐屋町助役から立田村助役 ・5月30日 管理者始め二役交代 管理者 津島市長 副管理者 蟹江町長 副管理者 佐織町助役
16年	<ul style="list-style-type: none"> ・3月1日 納入等審議会設置 <ul style="list-style-type: none"> ・構成委員等：組合議会代表 管理者会代表（町代表、村代表） 経済界代表 労働界代表 弁護士 ・4月1日 管理者始め二役交代 管理者 弥富町長 副管理者 蟹江町長（継続） 収入役 弥富町助役 ・6月11日 納入等整備状況等調査会設置 <ul style="list-style-type: none"> ・構成委員等：各市町村及び海部事務所人事給与等担当課長等
17年	<ul style="list-style-type: none"> ・2月22日 上野センター改修工事着手 ・4月1日 組合規約の変更 構成団体数 12団体→9団体（2市5町2村）
18年	<ul style="list-style-type: none"> ・3月30日 上野センター改修工事完了 ・4月1日 組合規約の変更 <ul style="list-style-type: none"> ・組合名称 旧 海部津島環境事務組合 新 海部地区環境事務組合 ・構成団体数 9団体→8団体（3市4町1村） ・議員定数 26人→11人

	<p>管理者就任 弥富市長 収入役就任 弥富市助役 副管理者交代 副管理者 美和町長・大治町助役 ・ 5月30日 副管理者交代 副管理者 蟹江町助役 (H19. 4. 1 蟹江町副町長)</p>
19年	<ul style="list-style-type: none"> ・ 2月19日 管理者就任 弥富市長 (弥富市長改選による) ・ 3月 1日 海部地区環境事務組合職員の給与に関する条例等制定 (4月 1日施行) ・ 4月 1日 給与等審議会及び給与等整備状況等調査会廃止 会計管理者就任 弥富市会計管理者 ・ 4月27日 副管理者交代 副管理者 蟹江町長 ・ 5月 1日 組織の見直し (八穂クリーンセンター運転管理体制 5人×5班→4人×4班 1班委託) ・ 8月14日 エコアクション21認証取得
20年	<ul style="list-style-type: none"> ・ 4月 1日 管理者始め三役交代 管理者 津島市長 副管理者 愛西市長・愛西市副市長 会計管理者 津島市会計管理者
21年	<ul style="list-style-type: none"> ・ 4月 1日 八穂クリーンセンター運転管理体制 4人×4班→4人×3班 2班委託
22年	<ul style="list-style-type: none"> ・ 3月22日 組合規約の変更 構成団体数 8団体→7団体 (4市2町1村) ・ 4月 1日 管理者始め三役交代 管理者 愛西市長 副管理者 津島市長・弥富市副市長 会計管理者 愛西市会計管理者 八穂クリーンセンター運転管理体制 4人×3班→4人×2班 3班委託 ・ 8月 3日 塩田センター解体工事着手
23年	<ul style="list-style-type: none"> ・ 1月21日付け (届出) 組合規約の変更 維持管理に要する経費の負担割合改正 ごみ処理施設: 均等割 10/100→5/100 人口割 40/100→45/100 し尿処理施設: 均等割 10/100→5/100 昼間人口割 45/100→50/100 ・ 12月16日 塩田センター解体工事完了
24年	<ul style="list-style-type: none"> ・ 4月 1日 管理者始め三役交代 管理者 蟹江町長 副管理者 弥富市長・蟹江町副町長 会計管理者 蟹江町会計管理者 ・ 5月31日 八穂クリーンセンター灰溶融炉停止 ・ 7月 6日付け (届出) 組合規約の変更 住民基本台帳法の一部改正に伴い改正
25年	<ul style="list-style-type: none"> ・ 4月 1日 八穂クリーンセンター運転管理体制全面委託
26年	<ul style="list-style-type: none"> ・ 4月 1日 管理者始め三役交代 管理者 弥富市長 副管理者 あま市長・弥富市副市長 会計管理者 弥富市会計管理者
27年	<ul style="list-style-type: none"> ・ 2月 2日 塩田緑苑プール跡地3,652.34m²県へ売却 ・ 6月16日 八穂クリーンセンター第1期基幹的設備改良工事着手
28年	<ul style="list-style-type: none"> ・ 4月 1日 管理者始め三役交代 管理者 あま市長 副管理者 津島市長・あま市副市長 会計管理者 あま市会計管理者 ・ 10月15日 新開センター脱水汚泥の処分業者での資源化開始 ・ 11月 7日 新開センターし渣の八穂クリーンセンターでの焼却開始
29年	<ul style="list-style-type: none"> ・ 1月18日 新開センター汚泥焼却設備廃止
30年	<ul style="list-style-type: none"> ・ 2月 5日 (許可) 組合規約の変更 管理者及び副管理者の選任方法の変更 ・ 3月11日 八穂クリーンセンター第1期基幹的設備改良工事完了 ・ 4月 1日 管理者始め三役交代 管理者 津島市長 副管理者 愛西市長・津島市副市長 会計管理者 津島市会計管理者

	・ 7月2日 八穂クリーンセンター第2期基幹的設備改良工事着手
令和 元年	・ 8月 中長期計画の策定
2年	・ 4月1日 管理者始め三役交代 管理者 愛西市長 副管理者 弥富市長・愛西市副市長 会計管理者 愛西市会計管理者
3年	・ 6月3日 津島市鹿伏兎町の組合用地2,048.91m ² 津島市へ売却
4年	・ 2月16日 八穂クリーンセンター第2期基幹的設備改良工事完了 ・ 4月1日 管理者始め三役交代 管理者 弥富市長 副管理者 あま市長・弥富市副市長 会計管理者 弥富市会計管理者
5年	・ 2月7日 八穂クリーンセンター内鉄塔敷地90.37m ² 中部電力パワーグリッド（株）へ 売却
6年	・ 4月1日 管理者始め三役交代 管理者 あま市長 副管理者 大治町長・あま市副市長 会計管理者 あま市会計管理者 新開センター及び上野センター運転管理委託 ・ 4月 中長期計画の改訂

イ) 旧津島市ほか十一町村衛生組合の設立

津島市は、昭和29年に元寺町地内に15t/8hのバッチ炉を建設してごみを焼却処理してきたが、老朽化が進み発生量の大部分を埋立処理に依存していた。一方、蟹江・弥富・佐屋・佐織の4町は全て埋立によって処理していたが、昭和37年頃から工場、住宅等の進出、生活水準の向上によるごみ量の増加により、衛生的、効率的にごみを処理する必要に迫られていた。このため、1市4町は、ごみの共同処理について協議し、昭和39年6月18日に津島市ほか四町衛生組合を設立するとともに、佐屋町大字日置地内に40t/8hのバッチ式の処理施設を建設し、焼却処理をしてきた。

その後、昭和47年頃からの予想を上回るごみの増加、炉の老朽化現象による能力の低下に伴い、昭和50年頃には、「新処理場」建設の気運が出てきた。時期を同じくして七宝町、美和町、大治町、十四山村、飛島村、立田村及び八開村の7町村から共同処理の参加希望があり、海部津島地域の広域行政の一環として、昭和51年11月15日に津島市ほか十一町村衛生組合へと組織替えをした。そこで、昭和52年11月佐織町大字諸桑地内に150t/24h×2基の焼却炉の建設に着手したところ、公害問題を心配した周辺住民36名から昭和53年9月に名古屋地裁に建設工事差止めの仮処分申請がなされ、昭和54年3月に建設工事の中止が決定した。

以来、工事再開について、周辺住民との間で公害防止関係はもちろんのこと、ごみ処理の原点にかえって協議、検討を重ね、その経緯を踏まえて特に、全国で初めて半乾式の塩化水素除去装置を導入するとともに、ごみの6分別や生ごみのたい肥化、廃プラスチックの減容化などごみの資源化、減量化に努めることとし、昭和56年10月工事を再開し、昭和58年3月に新焼却場が完成した。操業に当たっては公害防止協定などを締結し、昭和58年9月から平成13年10月まで操業した。

※(工事差止め決定の内容)

- ① 塩化水素について規制目標値は700mg/Nm³(430ppm)であるが、ごみ量・ごみ質の調査や分別収集が行われていないなどの理由により、この達成の可能性が極めて低いこと。
- ② 各種大気汚染物質濃度の規制目標が達成されるか否かについて現在・将来に亘って調査がなされていないこと。
- ③ 住民と公害防止対策、被害が生じた場合の補償措置等の問題について、具体的に協議した形跡が見当たらないこと。

以上の理由により、公害発生の蓋然性があると判断した。

従って、このまま建設、操業をすれば、社会生活上受忍の限度を超える公害の発生の恐れがあるので、公益的必要性を考慮しても被害を未然に回避するため工事を一時中止し、設備機能を再検討し、住民とも話し合って適当な善後策をとるべきである。

年	施設及び所管事務の変遷
昭和39年	・6月18日付で津島市、蟹江町、弥富町、佐屋町及び佐織町の1市4町をもって、ごみ処理場の建設及び維持管理事務の共同処理を目的とする津島市ほか四町村衛生組合の設立許可(39指令地第450号)事務所は津島市役所内に置く。
40年	・3月11日 佐屋処理場建設工事着工(40t/8h×1基)
41年	・3月10日 佐屋処理場完成 4月1日稼働
49年	・2月28日付で組合規約の変更(49指令地第12-9号)負担金算定方法の改正(国調人口→登録人口・収集人口→投入実績割)
51年	・11月15日付で組合規約の変更(51指令地第12-21号) 津島市ほか十一町村衛生組合に名称変更、七町村加入、事務所の位置の変更(津島市役所→佐屋処理場)
52年	・11月9日 佐織町大字諸桑地内で新処理場着工(150t/24h×2基)
53年	・9月26日付で宇治団地住民36名が名古屋地裁に建設工事差し止め仮処分申請
54年	・2月15日付で組合規約の変更(53令地第8-8号) 塩田緑苑の建設及び維持管理事務の共同処理を追加

	<ul style="list-style-type: none"> ・ 3月27日付けで名古屋地裁建設工事の中止を決定
56年	<ul style="list-style-type: none"> ・ 8月12日付けで工事再開に関する確認書を締結 ・ 10月5日 工事再開
57年	<ul style="list-style-type: none"> ・ 5月4日 塩化水素除去装置設置工事着工
58年	<ul style="list-style-type: none"> ・ 3月31日 新処理場完成 ・ 7月1日 廃プラスチック減容固化処理工場建設工事着工（飛島村） ・ 7月1日 ごみ高速たい肥化工場建設工事着工（美和町） ・ 9月4日付けで公害防止協定締結 ・ 9月6日 火入れ式 9月12日 試運転開始 ・ 3月31日 ごみ高速たい肥化工場完成 4月9日稼働
59年	<ul style="list-style-type: none"> ・ 4月11日 清掃工場竣工式 ・ 4月27日 塩田緑苑プール建設工事着工 7月15日完成 ・ 5月30日 廃プラスチック減容固化処理工場完成（5月18日試運転） ・ 6月1日 佐屋処理場建物撤去工事着工 8月31日完了 ・ 7月18日 塩田緑苑プール佐織町に譲渡 ・ 9月1日付けで組合規約の変更（59令地第4-4号） 事務所の位置の変更（佐屋処理場 → 清掃工場） ・ 10月31日 塩田緑苑多目的広場建設工事着工
60年	<ul style="list-style-type: none"> ・ 3月11日 塩田緑苑多目的広場完成 4月1日供用開始 ・ 5月18日付けで組合規約の変更（60令地第40号） ごみ処理場→ごみ処理施設 塩田緑苑の建設及び維持管理→塩田緑苑多目的広場の維持管理 ・ 8月20日付けで組合規約の変更（60令地第45号） 助役→副管理者2名
61年	<ul style="list-style-type: none"> ・ 2月25日付けで組合規約の変更（60令地第40-12号） ごみ処理施設の維持管理に要する経費の負担割合 均等割20/100→10/100 人口割40/100→40/100 投入実績割40/100→50/100
平成 4年	<ul style="list-style-type: none"> ・ 3月27日 ごみ高速たい肥化工場搬入停止 ・ 4月17日 同工場建物撤去工事着工 6月10日完了
9年	<ul style="list-style-type: none"> ・ 5月9日付けで宇治団地住民28名が名古屋地裁に「清掃工場操業禁止仮処分」を申請 ・ 同年9月10日 和解
10年	<ul style="list-style-type: none"> ・ 3月28日 廃プラスチック減容固化処理工場搬入停止 ・ 7月31日 （仮称）弥富工場建設工事着工 ・ 9月1日 廃プラスチック減容固化処理工場建物撤去工事着工 9月30日完了
12年	<ul style="list-style-type: none"> ・ 4月1日 海部津島環境事務組合発足（組合統合により名称変更） (津島市ほか十一町村衛生組合、海部津島衛生組合統合)

ウ) 旧海部津島衛生組合の設立

昭和30年頃から、工業の発達による化学肥料の普及と農業形態の改善等を背景とした国・都道府県の施策により、収集し尿の処理施設が全国的に設置されるようになった。このような情勢の中、津島市、蟹江町、十四山村、飛島村、弥富町、佐屋町、立田村及び佐織町の1市7町村は、し尿の共同処理について協議を重ね、昭和41年9月13日に海部津島衛生組合を設立し、昭和44年4月に津島市新開地内に消化方式のし尿処理場（100kℓ/日能力）を建設、処理事業を開始した。

その後、地場産業である弥富の金魚池や立田の蓮根田へのし尿の自家処理量が予測を越えて激減したことから、組合管内の絶対処理量が急増し、昭和46年頃には「新処理場」建設の気運が出てきた。時期を同じくして、七宝町、美和町、大治村（現大治町）及び八開村の4町村から共同処理の参加希望があり、昭和48年3月1日新加入により組織は1市11町村に拡大した。そして、鍋田干拓上野地内に、県企業局より用地を購入し、昭和50年4月1日、酸化方式（150kℓ/日能力）

の処理場を建設した。

昭和50年3月6日に津島の処理場を第一事業所と改称し、新処理場を第二事業所とした。

当時、経済成長期にあって、住環境の社会的変化に伴うし尿浄化槽の普及は著しかった。このため、当組合でもし尿浄化槽汚泥処理施設建設設計画が浮上し、昭和54年4月に100kℓ/日能力、し尿浄化槽汚泥処理施設を第二事業所に増設した。

地盤沈下対策上、県の地下水揚水規制を受ける第二事業所の2基の揚水施設が機能低下をきたしたため、緊急に代替用水導入設備工事を行い、昭和55年11月1日に地下水から県水（現工業用水）に全面的に切替えた。

昭和56年5月水質汚濁防止法の改正（伊勢湾総量規制）により第一事業所に高速沈殿方式の三次処理施設を増設した。

昭和63年3月に第二事業所の汚泥焼却施設などの老朽化のため基幹的施設整備工事を行った。

平成3年度の第二事業所機能向上施設に関する3カ年計画書に基づき、平成4年6月に増加する浄化槽汚泥をし尿処理施設で弾力的に対応し混合処理するため汚泥脱水装置更新整備工事を施工。平成6年1月に、し尿処理施設の水質安定向上のため高度処理設備整備工事、平成7年3月には増加する浄化槽汚泥に対応するため水処理系整備工事を行った。

第一事業所処理施設の老朽化及び平成5年10月1日付け水質汚濁防止法施行令の一部改正により窒素、リンの排出規制基準が達成困難なため、平成8年6月施設更新工事に着手した。平成10年9月30日に膜分離高負荷脱窒素処理方式（135kℓ/日能力）の処理棟が完成し、10月1日より供用開始した。平成11年8月31日には施設更新工事の残りの管理棟が完成した。

年	沿革
昭和41年	・9月13日付けで、津島市、蟹江町、十四山村、飛島村、弥富町、佐屋町、立田村及び佐織町の1市7町村をもって、し尿処理場の建設及び維持管理並びにこれらに附帯する事務の共同処理を目的とする海部津島衛生組合の設立許可（41指令地第94号） 事務所は、津島市役所内に置く
43年	・1月5日 津島処理場建設工事着手（消化方式 100kℓ/日能力）
44年	・1月4日 津島処理場完成 ・4月1日 稼働
46年	・8月16日 管理者始め三役交代（新佐織町 旧津島市）
47年	・3月31日付けで、組合規約の変更（47指令地第49号） 事務所の位置の変更（津島市役所→津島処理場）
48年	・3月1日付けで、組合規約の変更（48指令地第11-5号） 七宝町、美和町、大治村及び八開村加入 ・12月10日 弥富町大字鍋田地内で新処理場着手（酸化方式 150kℓ/日能力）
50年	・3月6日 施設名称「し尿処理場」を「事業所」に改め、津島の施設を「第一事業所」 弥富の新処理場を「第二事業所」とする ・3月31日 第二事業所し尿処理施設完成 ・4月1日 第二事業所し尿処理施設稼働 ・7月2日付けで、組合規約の変更（49指令地第12-22号） し尿収集運搬事業の削除並びに負担金算定方法の改正（国勢調査人口→登録人口）及び 建設負担割合の改正 ・8月17日 管理者始め三役交代（新津島市 旧佐織町）
51年	・2月12日付けで、組合規約の変更（50指令地第12-16号） 大治村→大治町
52年	・12月13日 し尿浄化槽汚泥処理施設増設工事着手（第二事業所） (し尿浄化槽汚泥処理施設 100kℓ/日能力)
54年	・3月31日 し尿浄化槽汚泥処理施設増設工事完成

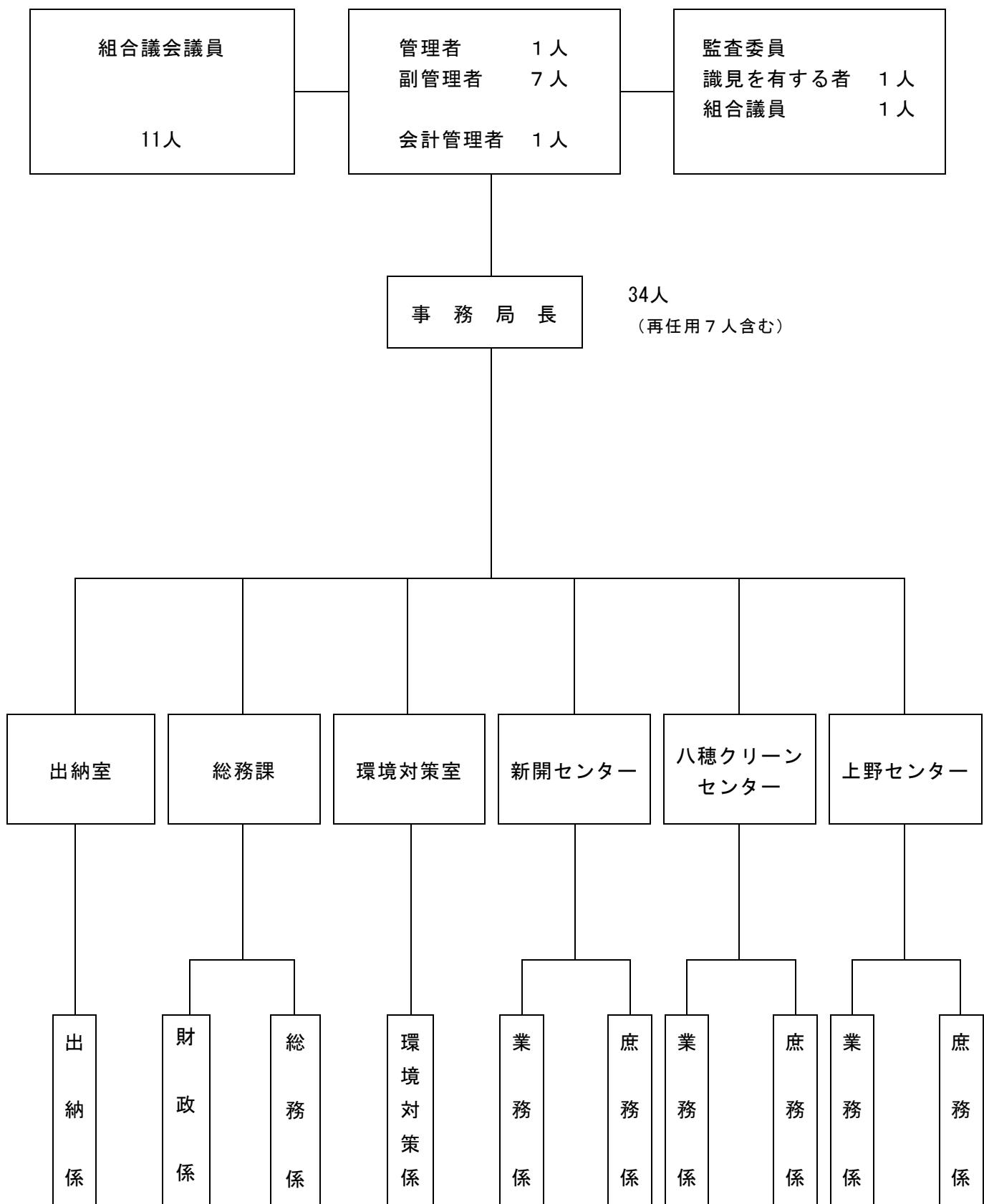
	<ul style="list-style-type: none"> ・ 4月1日 稼働
55年	<ul style="list-style-type: none"> ・ 4月25日 第二事業所受水槽等建設工事着手（受水槽・FRP250m³/槽×4槽、用水布設管ø200mm×1,467m） ・ 10月15日 第二事業所受水槽等建設工事完成 ・ 10月25日 第一事業所三次処理施設建設工事着手（高速沈澱方式） ・ 11月1日 第二事業所受水槽等使用開始（地下水から県水へ切替通水）
56年	<ul style="list-style-type: none"> ・ 5月25日 第一事業所三次処理施設完成
62年	<ul style="list-style-type: none"> ・ 3月23日付けで、組合規約の変更（61令地第70-5号） 負担金算定方法の改正 <ul style="list-style-type: none"> 1) 均等割 20/100→10/100 2) 人口割 40/100→45/100 3) 収集人口割 40/100→昼間人口割 45/100
63年	<ul style="list-style-type: none"> ・ 3月31日 第二事業所基幹的施設整備工事完成
平成3年	<ul style="list-style-type: none"> ・ 2月26日 第一事業所消化脱水汚泥の特殊肥料届出県知事受理（No.314） ・ 3月30日 第二事業所乾燥汚泥の特殊肥料届出県知事受理（No.316）
4年	<ul style="list-style-type: none"> ・ 2月24日付けで、組合規約の変更（3令地第40-19号） 監査委員・学識経験者→監査委員・識見を有する者 ・ 4月1日 第二事業所脱水汚泥処分委託開始 ・ 4月17日 第二事業所汚泥脱水装置更新整備工事着手 ・ 5月26日 管理者交代（新佐織町 旧津島市） ・ 6月1日 助役、収入役交代（新佐織町 旧津島市） ・ 6月30日 第二事業所汚泥脱水装置更新整備工事完成
5年	<ul style="list-style-type: none"> ・ 6月2日 管理者始め三役交代（新十四山村 旧佐織町） ・ 6月2日 第二事業所高度処理設備整備工事着手
6年	<ul style="list-style-type: none"> ・ 1月31日 第二事業所高度処理設備整備工事完成 ・ 7月7日 第二事業所水処理系整備工事着手
7年	<ul style="list-style-type: none"> ・ 3月27日 第二事業所水処理系整備工事完成 ・ 6月5日 管理者始め三役交代（新飛島村 旧十四山村） ・ 11月21日 第一事業所用地170.52m²県へ売却（県道拡幅）
8年	<ul style="list-style-type: none"> ・ 4月18日 管理者交代（新蟹江町 旧飛島村） ・ 4月19日 助役、収入役交代（新蟹江町 旧飛島村） ・ 6月28日 第一事業所し尿処理施設建設（更新）工事着手 (膜分離高負荷脱窒素処理方式 135kℓ/日能力)
10年	<ul style="list-style-type: none"> ・ 5月6日 第二事業所乾燥汚泥の特殊肥料生産事業廃止届出書県知事受理（No.314） ・ 5月15日 管理者交代（新津島市 旧蟹江町） ・ 5月16日 助役、収入役交代（新津島市 旧蟹江町） ・ 8月17日 第一事業所消化脱水汚泥の特殊肥料生産事業廃止届出県知事受理（No.316） ・ 9月30日 第一事業所し尿処理施設建設工事（処理棟）完成 ・ 10月1日 第一事業所し尿処理施設建設工事（処理棟）供用開始 ・ 11月9日 第二事業所し尿処理施設トラックスケール設置工事着手
11年	<ul style="list-style-type: none"> ・ 3月19日 第二事業所し尿処理施設トラックスケール設置工事完成 ・ 8月31日 第一事業所し尿処理施設建設工事（管理棟）完成
12年	<ul style="list-style-type: none"> ・ 1月26日付けで、組合解散届出書を県知事宛提出 ・ 3月31日 海部津島環境事務組合への統合により解散

2 組織・職員

2 組織・職員

(1) 組織図

令和7年4月1日現在



(2) 職員の配置

(令和7年4月1日)

単位：人

所 属	職 名	事 務 局 長	次 長	課長・ 所長・ 室長	主 幹	補 佐	係 長	主 査	技 師	主 事	合 計
事 務 局	1	1									2
総 務 課			(1)		1			2		2	5
総 務 係					1			1		1	3
財 政 係								1		1	2
新 開 セン ター			(1)				1	3	2		6
庶 務 係								1			1
業 務 係							1	2	2		5
八 穂 クリ ーン セン ター			2		1	2	3(1)	7	2		17
庶 務 係						1	1			1	3
業 務 係					1	1	2(1)	7	1		12
上 野 セン ター			(1)		(1)	(1)	(3)	(1)			0
庶 務 係							(1)				0
業 務 係					(1)	(1)	(2)	(1)			0
環 境 対 策 室			(1)		1			1	1	1	4
出 納 室			(1)		(1)			(2)		(2)	0
合 計	1	1	2	0	3	3	9	10	5	34	

※ () 内は所属の兼務

(3) 事務分掌

総務課

総務係

- (1) 秘書用務に関すること。
- (2) 儀式及び交際に関すること。
- (3) ほう賞及び表彰に関すること。
- (4) 職員の服務、進退、賞罰及び身分に関すること。
- (5) 職員の人事、給与及び旅費に関すること。
- (6) 公平委員会に関すること。
- (7) 退職給与及び職員の共済に関すること。
- (8) 職員団体に関すること。
- (9) 職員の研修及び教養に関すること。
- (10) 職員の福利厚生及び衛生管理に関すること。
- (11) 公告式に関すること。
- (12) 条例、規則等の審査に関すること。
- (13) 公印の保管に関すること。
- (14) 文書の收受及び発送に関すること。
- (15) 完結文書の整理保存に関すること。
- (16) 組合議会に関すること。

- (17) 監査に関すること。
- (18) 工事、物件等の競争入札参加資格審査に関すること。
- (19) 事務引継に関すること。
- (20) 訴訟に関すること。
- (21) 事務の近代化に関すること。
- (22) 庁中構内の取締りに関すること。
- (23) 自動車の管理に関すること。
- (24) 防災に関すること。
- (25) 庁中並びに庁外会議に関すること。
- (26) 庶務事務に係るセンターとの連絡調整に関すること。
- (27) 他の係又はセンターの所管に属さないこと。

財政係

- (1) 組合財政全般の企画及び連絡調整に関すること。
- (2) 予算の編成及び予算統制に関すること。
- (3) 財政状況の公表及び財政統計調査に関すること。
- (4) 地方債に関すること。
- (5) 財産の管理に関すること。
- (6) 競争入札及び契約に関すること。
- (7) 塩田緑苑に関すること。
- (8) 用度に関すること。
- (9) 職員の貸与品に関すること。
- (10) 財務会計に係るセンターとの連絡調整に関すること。
- (11) その他財務に関すること。

出納室

出納係

- (1) 現金の出納（小切手の振出しを含む。）、保管に関すること。
- (2) 有価証券諸証書の出納及び保管に関すること。
- (3) 物品の出納、保管に関すること。
- (4) 支出負担行為の確認に関すること。
- (5) 収入及び支出命令の審査に関すること。
- (6) 指定金融機関等に関すること。
- (7) 一時借入金に関すること。
- (8) 決算に関すること。
- (9) その他会計管理者の権限に属する事務に関すること。

環境対策室

- (1) ごみ及びし尿処理施設の運転及び維持管理に伴う測定分析及び環境調査等に関すること。
- (2) 環境対策に関する情報の収集公開に関すること。
- (3) 公害防止対策及び法令等に係る調査に関すること。
- (4) ごみ処理に伴う廃水処理に関すること。
- (5) 所管事務に係る庶務及び財務会計に関すること。
- (6) その他環境に係る施策全般に関すること。

新開センター

業務係

- (1) し尿処理に係る企画調整並びに受入れ計画に関すること。
- (2) 施設の運転及び維持管理に関すること。
- (3) 計量に関すること。
- (4) 処理残渣等の搬出及び処理処分に関すること。
- (5) 住民対話に関すること。
- (6) 啓蒙、視察等に関すること。
- (7) その他し尿処理全般に関すること。

庶務係（各センター共通）

- (1) 所属職員の手当及び旅費に関すること。
- (2) 所属職員に係る総務課との連絡調整に関すること。
- (3) 所属職員の福利厚生及び衛生管理に関すること。
- (4) センターの文書の収受及び発送に関すること。
- (5) センターの完結文書の整理保存に関すること。
- (6) センターの事(業)務に係る財務会計に関すること。
- (7) その他所属職員全般に関すること。

八穂クリーンセンター

業務係

- (1) ごみ処理に係る企画調整並びに受入れ計画に関すること。
- (2) 施設の運転及び維持管理に関すること。
- (3) 計量及び手数料の徴収並びに収入に関すること。
- (4) 焼却残渣等の搬出及び処理処分に関すること。
- (5) 事業系一般廃棄物の受入れ承認に関すること。
- (6) 最終処分場に関すること。
- (7) 住民対話に関すること。
- (8) 八穂クリーンセンター運営協議会に関すること。
- (9) 啓蒙、視察等に関すること。
- (10) 資源化及びその他の調査、研究に関すること。
- (11) その他ごみ処理全般に関すること。

上野センター

業務係

- (1) 施設の運転及び維持管理に関すること。
- (2) 計量に関すること。
- (3) 処理残渣等の搬出及び処理処分に関すること。
- (4) 住民対話に関すること。
- (5) 啓蒙、視察等に関すること。

3 予算・決算

3 予算・決算

(1) 令和7年度当初予算

組合の予算で歳入の主なものは、構成市町村からの負担金で78.25%である。

歳出の主なものは、処理場費で、ごみ処理費のごみ処理施設整備業務委託費用等である。

歳入

(単位：千円、%)

区分	令和7年度予算		令和6年度予算		比較	
	金額	構成比	金額	構成比	金額	増減率
分担金及び負担金	2,256,611	78.25	2,301,075	75.60	△44,464	△1.93
使用料及び手数料	279,500	9.69	291,700	9.58	△12,200	△4.18
財産収入	1,927	0.07	97	0.00	1,830	1,886.60
寄附金	1	0.00	1	0.00	0	0.00
繰入金	120,000	4.16	200,000	6.57	△80,000	△40.00
繰越金	30,000	1.04	30,000	0.99	0	0.00
諸収入	195,666	6.79	220,802	7.26	△25,136	△11.38
歳入合計	2,883,705	100.00	3,043,675	100.00	△159,970	△5.26

歳出

(単位：千円、%)

区分	令和7年度予算		令和6年度予算		比較	
	金額	構成比	金額	構成比	金額	増減率
議会費	406	0.01	383	0.01	23	6.01
総務費	97,207	3.37	112,841	3.71	△15,634	△13.86
処理場費	2,500,932	86.73	2,645,005	86.90	△144,073	△5.45
公債費	280,160	9.72	280,446	9.21	△286	△0.10
予備費	5,000	0.17	5,000	0.17	0	0.00
歳出合計	2,883,705	100.00	3,043,675	100.00	△159,970	△5.26

(2) 令和6年度決算(見込み)

歳入

(単位:円、%)

区分	令和6年度決算		令和5年度決算		比較	
	金額	構成比	金額	構成比	金額	増減率
分担金及び負担金	2,301,075,000	75.68	2,086,518,000	71.30	214,557,000	10.28
使用料及び手数料	285,275,200	9.38	298,067,000	10.19	△12,791,800	△4.29
財産収入	447,143	0.02	79,856	0.00	367,287	459.94
繰入金	169,126,000	5.56	167,227,000	5.71	1,899,000	1.14
繰越金	56,967,059	1.87	136,832,762	4.68	△79,865,703	△58.37
諸収入	227,787,664	7.49	237,683,913	8.12	△9,896,249	△4.16
歳入合計	3,040,678,066	100.00	2,926,408,531	100.00	114,269,535	3.91

歳出

(単位:円、%)

区分	令和6年度決算		令和5年度決算		比較	
	金額	構成比	金額	構成比	金額	増減率
議会費	265,594	0.01	267,445	0.01	△1,851	△0.69
総務費	149,575,691	5.05	77,522,837	2.70	72,052,854	92.94
処理場費	2,530,968,169	85.47	2,510,903,870	87.51	20,064,299	0.80
公債費	280,445,400	9.47	280,747,320	9.78	△301,920	△0.11
予備費	0	0.00	0	0.00	0	0.00
歳出合計	2,961,254,854	100.00	2,869,441,472	100.00	91,813,382	3.20

(3) 人口に対する市町村負担金の推移

年度	市町村負担金 (千円)	人口 (人)	一人あたりの 平均負担額 (円)
平成28	2,286,658	293,736	7,785
平成29	2,202,909	293,532	7,505
平成30	2,158,134	292,017	7,390
令和元	2,105,165	291,434	7,223
令和2	2,035,740	291,106	6,993
令和3	1,982,883	289,481	6,850
令和4	1,955,646	287,121	6,811
令和5	2,086,518	286,256	7,289
令和6	2,301,075	285,273	8,066
令和7	2,256,611	283,492	7,960

4 施設・概要

4 施設・概要

(1) 八穂クリーンセンター (〒498-0068 弥富市鍋田町八穂399番地3)
敷地面積 49,969.06m²

工 期	平成10年7月～平成14年5月	
処理能力	110t/24h×3基（全連続燃焼式） 131t/日 リサイクルプラザ	
構 造	鉄骨鉄筋コンクリート及び鉄骨造	
建築面積	12,884.22m ² （延べ31,366.31m ² ）	
総事業費	27,428,093千円（用地・造成等を含む）	
財源内訳	国庫補助金 9,588,307千円 県補助金 369,479千円 起債 15,138,800千円 一般財源 2,331,507千円	（内返還額 542,745,591円） （ “ 20,925,913円） （内繰上償還 301,329,134円）
施工業者	三菱重工業株式会社	

- ア) 平成13年10月よりごみ搬入を開始し、10月16日より焼却作業（試運転）を開始した。
- イ) 平成14年6月三菱重工業株式会社より引き渡しを受け本格稼働した。
- ウ) 平成22年7月損害賠償請求事件和解成立により、和解金2,090,039,178円を三菱重工（株）より入金した。
- エ) 平成24年5月31日をもって、灰溶融炉を停止した。
- オ) 平成24年12月3R(リデュース、リユース、リサイクル)の推進を始めとした循環型社会の形成と効率的な一般廃棄物処理事業を推進するため、海部地区循環型社会推進地域計画を策定した。
- カ) 平成25年度八穂クリーンセンターの延命化、長寿命化の観点から、設備ごとの改良の必要性・有効性に関し計画的な基幹的設備改良に資する長寿命化計画を策定した。
- キ) 平成27年7月から平成29年12月まで第1期基幹的設備改良工事を実施した。
- ク) 平成29年3月長寿命化計画（平成25年度策定）を改正し、長寿命化総合計画を策定した。
- ケ) 平成29年12月海部地区循環型社会推進地域計画（第2期）を策定した。
- コ) 平成30年3月長寿命化総合計画を改正した。
- サ) 平成30年7月から令和4年3月まで第2期基幹的設備改良工事を実施した。
- シ) 令和4年3月低速回転式破碎機を更新した。
- ス) 令和5年2月7日八穂クリーンセンター内鉄塔敷地90.37m²を中部電力パワーグリッド（株）へ売却した。

(2) 八開処分場（愛西市二子町上丸島地内）
敷地面積 5,671m²（民有地借地）

埋立期間	平成元年4月～平成14年3月	
埋立容量	14,500m ³	
構 造	全 周 鋼矢板II型・ウェルポイント 全 面 遮水シート（PVC1.5mm） 敷 地 全 周 鋼板フェンス（2.5m） 調 整 槽 200m ³ 汚水処理施設 15m ³ /日	
事 業 費	245,920千円（鋼矢板・ウェルポイントの運転管理費含む）	

財源内訳	一般財源 245,920千円
施工業者	株式会社杉本組・藤吉工業株式会社

- ア) 埋立地確保難等に伴い、小規模の田畠等へ農閑期に短期埋立処分をするため、平成4年度に八開処分場を中継基地化したが、塩田センターの操業終了（平成13年10月）に伴い焼却灰等の搬入も終了した。
- イ) 埋立地からの汚水の浸出を防止するため、全面遮水シートを設けており、保有水は平成4年度に設置した汚水処理施設で処理している。
- ウ) 埋立地の浸出水の安定化のため、汚水処理施設を運転中。

(3) 塩田緑苑多目的広場（愛西市諸桑町塩田110番地）

敷地面積 16,566m² （プール用地を含まず）

工 期	昭和59年10月～昭和60年3月
施 設 等	野球場 1面 ゲートボール場 1面 緑苑プール（愛西市へ無償譲渡） 25mプール 1 幼児用プール 1 児童広場 駐車場・その他
総事業費	424,488千円（用地を含む）
財源内訳	起 債 293,400千円 一般財源 131,088千円
施工業者	住田建設株式会社（多目的広場） 天王建設株式会社（プール）

- ア) 塩田センター周辺の環境対策の一環として整備したもので、昭和60年4月から供用を開始している。

イ) 野球場利用実績（令和6年度）

- 1) 許可数 617件
2) 使用数 493件

- ウ) 平成27年2月2日付けで、県に塩田緑苑プール跡地を売却。

(4) 塩田センター（愛西市諸桑町塩田22番地）

敷地面積 12,299.24m²

工 期	昭和52年11月～昭和58年3月
焼却能力	150t/24h × 2基（全連続燃焼式）
構 造	鉄筋コンクリート造 一部鉄骨造
建築面積	2,648.544m ² （延べ3,711.922m ² ）
総事業費	3,195,110千円（用地費を含む）
財源内訳	国庫補助金 1,154,925千円 県補助金 433,096千円 起 債 1,055,700千円

	一般財源 551,389千円
施工業者	三菱重工業株式会社

- ア) 平成13年9月末でごみの搬入を停止し、10月15日をもって焼却作業も終了した。
 イ) 平成14年6月1日付けで、県に休止届を提出。
 ウ) 平成19年6月8日付けで、県から財産処分承認通知。
 (平成19年6月5日付けの環境省大臣官房廃棄物・リサイクル対策部長から財産処分承認)
 エ) 平成22年8月3日から平成23年12月16日の工期で解体工事完了。
 オ) 平成23年10月31日付けで、県に廃止届を提出。
 カ) 平成24年1月13日付けで、環境省及び県に財産処分完了報告書を提出。

(5) 新開センター(〒496-0071 津島市新開町二丁目212番地)

敷地面積 10,224.38m²

工 期	平成8年6月27日～平成11年8月31日
方式・能力	膜分離高負荷脱窒素処理方式 135kℓ/日
総事業費	4,629,850千円
財源内訳	国庫補助金 1,088,258千円 県補助金 252,310千円 起債 2,844,200千円 一般財源 445,082千円
施工業者	アタカ工業株式会社

(6) 上野センター(〒498-0067 弥富市上野町2番地15)

敷地面積 27,326.95m²

ア) し尿処理施設

工 期	昭和48年12月～昭和50年3月
方式・能力	酸化処理方式 150kℓ/日
総事業費	1,459,294千円
財源内訳	国庫補助金 138,549千円 県補助金 44,050千円 起債 1,072,500千円 一般財源 204,195千円
施工業者	三菱重工業株式会社

イ) し尿浄化槽汚泥処理施設

工 期	昭和52年12月～昭和54年3月
方式・能力	好気性処理方式 100kℓ/日
総事業費	630,000千円
財源内訳	国庫補助金 315,000千円 県補助金 105,000千円 起債 199,600千円

	一般財源 10,400千円
施工業者	三菱重工業株式会社

※施設の改修等

1) 受水槽建設工事及び用水取付管布設工事

工期	昭和55年4月～昭和55年11月
方式・能力	250m³/槽×4槽 用水布設管ø200mm×1,467m
総事業費	182,910千円
財源内訳	県補助金 45,727千円 起債 109,700千円 一般財源 27,483千円
施工業者	三菱樹脂株式会社、三菱重工業株式会社他

(代替用水導入設備工事)

2) 基幹の施設整備工事

工期	昭和62年8月～昭和63年3月
改修事項	し尿処理施設(150kℓ/日) 二段焼却装置→真空乾燥装置 し尿浄化処理施設(100kℓ/日) ドラムスクリーン、スクリュープレス、攪拌ブロワ
総事業費	510,000千円
財源内訳	国庫補助金 247,580千円 起債 198,100千円 一般財源 55,320千円
施工業者	三菱重工業株式会社

3) 汚泥脱水装置更新整備工事

工期	平成4年4月17日～平成4年6月30日
改修事項	し尿処理施設(150kℓ/日) 遠心分離機更新: 4.5m³/h×3台→10.0m³/h×2台
総事業費	220,420千円
財源内訳	起債 161,100千円 一般財源 59,320千円
施工業者	三菱重工業株式会社

4) 高度処理設備整備工事

工期	平成5年6月2日～平成6年1月31日
改修事項	し尿処理施設(150kℓ/日) 遠心分離機更新: 10.0m³/h×1台 高度処理設備の増設

総事業費	190,035千円
財源内訳	一般財源 190,035千円
施工業者	三菱重工業株式会社

5) 水処理系整備工事

工 期	平成6年7月7日～平成7年3月27日
改修事項	し尿処理施設(150kℓ/日)：貯留曝氣槽増設 200m ³ し尿浄化処理施設(100kℓ/日)：分離液槽増設 150m ³
総事業費	246,170千円
財源内訳	起 債 119,800千円 一般財源 126,370千円
施工業者	三菱重工業株式会社

6) 上野センター改修工事

工 期	平成17年2月22日～平成18年3月31日
改修事項	水槽補修工事(15槽) 脱臭設備の更新 夾雑物除去装置(細目スクリーン、スクリュープレス増設)、 汚泥脱水装置2台増設(計6台、68m ³ /H) 主処理設備の改造(浄化槽汚泥対応型脱窒素処理方式)
総事業費	1,331,400千円
財源内訳	起 債 1,170,400千円 一般財源 161,000千円
施工業者	三菱重工業株式会社

(7) 日光川左岸し尿中継船係留土場

し尿中継用敷地の目的で、愛知県知事より期限付占用の許可を受けているものである。

ア) 場 所 津島市鹿伏兎町稗田地内

イ) 占用面積等 桟橋敷 19.44m²

係留船敷 808.00m²

計 827.44m²

係留保護物 2基

係 留 環 2ヶ所

照 明 灯 2基

ウ) 沿革

昭和38年12月18日より昭和46年10月25日まで、津島市が愛知県知事からし尿中継用敷地として許可を得て使用(占用面積 277.78m²)

S46.10.18 津島市に代わり衛生組合が占用許可申請(特記事項第二処理場建設までの暫定使用等)

S46.10.26 県知事許可(占用面積 277.78m²)

S46.11.1 契約締結により余郷信次土場施設管理人となる

- S47. 5. 4 占用許可（更新）
S47. 8. 14 愛知県処理海運(株)より4月1日付けにて申請の土場使用の件、衛生組合許可
S48. 4. 2 土場管理人契約を余郷信次と再締結
S48. 7. 14 (有)杉山産業より4月1日付けにて願い出のあった土場使用の件、衛生組合許可
S48. 8. 10 7月12日付け占用面積等変更の件、県知事許可
　　占用面積 277.78m² → 644.61m²
　　桟　橋 1ヶ所 → 2ヶ所
- S49. 4. 1 占用許可（更新） 占用期間 昭和54年3月31日まで
S49. 10. 16 昭和50年4月1日以降鍋田処理場完成後土場使用禁止することについて管外土場使用市町村（一宮市他12市町村）及び土場使用2海運業者宛通知
S50. 5. 10 県知事宛廃止届（昭和50年3月31日廃止）
S50. 8. 7 津島土木事務所所長より工作物原形復旧指示
S51. 5. 7 関係2海運業者宛工作物撤去について組合再通知
S51. 5. 24 日光川河川敷利用について愛知県と話し合い
S51. 6. 21 愛知県海域利用協議会（県下18市町村、会長 一宮市長 森 銘太郎）との間で1年間の土場継続使用について合意。尚、土場は同協議会の管理運営となる
S54. 5. 21 衛生組合より土地の占用期間の更新並びに工作物の改築について許可申請
S54. 6. 1 5月21日付け申請の河川占用の件、県知事許可
　　占用面積 桟橋敷 19.44m²
　　係留船敷 808.00m²
　　計 827.44m²
　　係留保護物 2基
　　係　留　環 2ヶ所
　　照　明　灯 2基
- S54. 6. 4 土場管理人契約を余郷信次と再締結
S54. 6. 16 愛知海域利用協議会より土場利用期間6ヶ月延期依頼
S57. 3. 3 占用許可（更新） 占用期間 昭和62年3月31日まで
S62. 3. 24 占用許可（更新） 占用期間 昭和67年3月31日まで
H元. 7. 8 土場管理人契約相手方変更 余郷信次→(有)余郷商事
H3. 9. 12 河川法2級河川日光川筋における土地掘削等（高水法面ブロック張）行為の件、県知事許可
H4. 3. 13 占用許可（更新） 占用期間 平成9年3月31日まで
H6. 9. 20 土場管理人契約を(有)余郷商事と再締結
H9. 4. 1 占用許可（更新） 占用期間 平成19年3月31日まで
　　土場管理人契約を(有)余郷商事と再締結
H17. 5. 20 占用の廃止届けを愛知県知事に提出 廃止年月日 平成17年5月31日

5 ごみ処理事業

5 ごみ処理事業

(1) ごみ搬入・処理実績及び運転状況

ア) 令和6年度ごみ搬入実績

津島市

単位 : kg

月 種別	4月	5月	6月	7月	8月	9月	10月	11月	12月	1月	2月	3月	合計
可燃ごみ	931,730	879,070	746,720	852,760	791,190	785,320	859,050	801,500	816,380	786,620	625,890	738,640	9,614,870
プラスチックごみ													
可燃性粗大ごみ	6,200	24,750	12,900	13,680	6,600	15,150	19,990	16,880	15,250	2,200	9,800	10,990	154,390
不燃ごみ	26,500	26,640	31,910	18,670	22,970	21,810	21,650	34,360	34,770	18,770	25,640	21,560	305,250
不燃性粗大ごみ	1,320	1,650	3,870	1,720	1,290	1,390	2,920	2,880	4,460		3,170	1,620	26,290
空ビン		3,890	2,840	2,210		2,860	2,800		2,750	3,620		3,370	24,340
蛍光管		800	1,220			220	950						3,190
廃乾電池				9,360					6,880				16,240
小型廃家電													
有料家庭系ごみ	14,250	15,740	12,630	9,890	11,080	11,770	12,540	12,400	12,160	9,090	8,850	11,040	141,440
事業系ごみ	328,142	324,195	297,171	337,738	310,425	305,723	317,527	288,024	288,028	294,501	251,258	290,637	3,633,369
合計	1,308,142	1,276,735	1,109,261	1,246,028	1,143,555	1,144,023	1,236,697	1,156,994	1,180,678	1,114,801	924,608	1,077,857	13,919,379

愛西市

単位 : kg

月 種別	4月	5月	6月	7月	8月	9月	10月	11月	12月	1月	2月	3月	合計
可燃ごみ	909,880	864,770	734,500	831,110	766,640	825,560	835,280	748,650	716,160	802,550	574,530	757,800	9,367,430
プラスチックごみ	167,740	130,870	130,440	150,050	127,280	119,620	152,760	123,100	141,400	142,050	112,730	120,330	1,618,370
可燃性粗大ごみ	63,800	44,460	72,720	17,620	19,100	16,840	18,600	27,910	38,270	60,540	35,860	21,100	436,820
不燃ごみ	39,140	45,410	41,460	28,190	35,910	35,220	33,720	48,820	56,810	40,550	32,960	34,270	472,460
不燃性粗大ごみ	7,120	10,850	8,770	6,000	8,060	7,090	6,920	11,790	9,040	6,460	6,360	5,250	93,710
空ビン													
蛍光管	290	160	350	130	220	140	160	130	360	270	420	210	2,840
廃乾電池				10,350					5,330				15,680
小型廃家電									240				240
有料家庭系ごみ	6,520	8,430	5,980	3,440	3,430	1,010	2,940	5,860	3,530	2,080	2,430	4,480	50,130
事業系ごみ	181,567	195,032	193,020	212,349	201,656	183,107	179,482	165,975	161,187	163,168	148,034	164,571	2,149,148
合計	1,376,057	1,299,982	1,187,240	1,259,239	1,162,296	1,188,587	1,229,862	1,132,235	1,132,327	1,217,668	913,324	1,108,011	14,206,828

弥富市

単位 : kg

月 種別	4月	5月	6月	7月	8月	9月	10月	11月	12月	1月	2月	3月	合計
可燃ごみ	652,420	620,920	527,930	599,120	548,140	560,460	602,320	546,990	592,960	531,670	429,240	527,820	6,739,990
プラスチックごみ	104,520	106,850	91,360	102,460	106,810	94,720	101,190	99,840	102,020	109,840	84,850	96,650	1,201,110
可燃性粗大ごみ	14,450	16,260	16,370	14,840	13,640	9,780	11,790	17,790	19,940	16,590	12,240	13,550	177,240
不燃ごみ	24,210	24,100	27,560	17,530	23,210	20,500	19,830	28,210	33,170	24,750	19,090	20,130	282,290
不燃性粗大ごみ	7,140	7,150	7,710	8,410	9,990	6,270	5,820	9,970	10,360	6,410	6,090	7,210	92,530
空ビン	6,400		5,050	1,800	1,870	1,640	1,750	1,850	2,140	2,820	2,130	1,620	29,070
蛍光管	160	300	250	140	100	130	230	150	160	230	270	250	2,370
廃乾電池				1,560					4,180				5,740
小型廃家電		400		440				440		420			1,700
有料家庭系ごみ	14,160	2,760	2,950	2,820	4,760	670	3,910	3,290	3,980	2,110	1,590	3,140	46,140
事業系ごみ	216,768	238,951	188,915	226,859	196,909	193,518	205,354	184,735	187,583	194,162	176,556	728,104	2,938,414
合計	1,040,228	1,017,691	868,095	975,979	905,429	887,688	952,194	893,265	956,493	889,002	732,056	1,398,474	11,516,594

あま市

単位 : kg

月 種別	4月	5月	6月	7月	8月	9月	10月	11月	12月	1月	2月	3月	合計
可燃ごみ	789,290	744,780	626,010	713,650	658,070	633,110	743,470	682,800	645,500	609,230	514,290	591,640	7,951,840
プラスチックごみ	23,980	28,040	22,200	27,200	21,650	20,890	26,610	21,390	22,370	25,540	20,600	21,590	282,060
可燃性粗大ごみ	13,730	16,900	10,770	11,650	11,750	9,980	13,190	15,820	11,730	11,640	11,720	12,540	151,420
不燃ごみ	44,370	39,070	31,240	32,980	27,590	33,620	32,250	33,460	49,390	29,130	26,460	30,650	410,210
不燃性粗大ごみ	6,670	6,760	6,720	6,330	5,710	4,410	7,100	7,150	7,240	6,760	4,740	8,090	77,680
空ビン													
蛍光管	190	140	140	90	100		200		140	170	160	170	1,500
廃乾電池				8,400					3,910				12,310
小型廃家電													
有料家庭系ごみ	900	270	1,980	1,200	1,760	690	1,180	1,610	1,670	560	920	760	13,500
事業系ごみ	105,053	112,864	105,723	116,872	102,441	109,129	112,789	100,861	94,305	98,625	89,229	99,330	1,247,221
合計	984,183	948,824	804,783	918,372	829,071	811,829	936,789	863,091	836,255	781,655	668,119	764,770	10,147,741

大治町

単位 : kg

月 種別	4月	5月	6月	7月	8月	9月	10月	11月	12月	1月	2月	3月	合計
可燃ごみ	470,560	450,160	380,880	445,220	412,710	407,380	422,400	430,830	430,460	401,970	326,790	383,540	4,962,900
プラスチックごみ	51,690	62,980	47,810	62,430	49,210	46,780	60,910	48,730	53,010	59,530	45,570	47,940	636,590
可燃性粗大ごみ	7,980	6,540	7,020	6,030	4,870	6,130	5,990	7,200	7,640	3,510	6,960	5,010	74,880
不燃ごみ	20,540	24,890	24,190	17,760	16,860	21,460	16,960	26,310	26,680	19,100	17,830	17,300	249,880
不燃性粗大ごみ	4,350	3,570	3,720	4,270	3,860	4,330	3,960	5,480	5,550	2,880	4,960	3,450	50,380
空ビン	8,830	9,450	11,860	8,520	9,400	12,060	8,830	10,570	9,180	9,530	10,030	8,540	116,800
蛍光管	120	130	90	60		100	190		120	180	180	120	1,290
廃乾電池				4,410					2,880				7,290
小型廃家電		810			600					900			2,310
有料家庭系ごみ	1,160	910	930	860	1,940	350	1,580	680	950	120	430	690	10,600
事業系ごみ	89,756	93,347	97,826	120,349	90,119	93,787	109,360	91,340	88,607	82,636	73,719	82,483	1,113,329
合計	654,986	652,787	574,326	669,909	589,569	592,377	630,180	621,140	625,077	580,356	486,469	549,073	7,226,249

蟹江町

単位 : kg

月 種別	4月	5月	6月	7月	8月	9月	10月	11月	12月	1月	2月	3月	合計
可燃ごみ	505,650	488,360	406,880	459,190	421,980	426,510	472,820	428,880	447,000	423,760	332,440	395,750	5,209,220
プラスチックごみ	67,410	75,180	71,580	72,960	71,860	61,130	72,350	68,860	68,780	72,130	60,400	68,560	831,200
可燃性粗大ごみ	9,980	14,960	10,440	11,700	18,370	17,360	14,630	17,680	13,150	7,150	9,500	11,250	156,170
不燃ごみ	20,090	22,080	19,770	16,770	16,620	16,270	17,100	18,310	25,090	18,030	13,300	17,850	221,280
不燃性粗大ごみ	3,350	990	1,600	2,060	2,370	960	2,240	1,310	2,240	1,980	1,060	1,700	21,860
空ビン													
蛍光管	350	360	130	290	180	170	170	180	370	200	200	190	2,790
廃乾電池				5,850					3,960				9,810
小型廃家電											250		250
有料家庭系ごみ	4,530	7,910	6,190	3,900	4,330	3,980	3,580	7,810	10,120	4,270	4,160	7,220	68,000
事業系ごみ	164,122	160,437	153,666	174,964	154,547	152,368	156,951	152,795	150,271	157,254	130,289	147,062	1,854,726
合計	775,482	770,277	670,256	747,684	690,257	678,748	739,841	695,825	720,981	684,774	551,599	649,582	8,375,306

飛島村

単位 : kg

月 種別	4月	5月	6月	7月	8月	9月	10月	11月	12月	1月	2月	3月	合計
可燃ごみ	97,090	91,210	77,320	87,030	81,210	84,970	78,830	83,090	84,200	74,040	61,700	79,490	980,180
プラスチックごみ	13,530	16,130	12,350	14,520	12,100	12,030	15,930	12,450	12,350	15,290	10,930	11,950	159,560
可燃性粗大ごみ	9,890	3,770	4,420	4,170	2,840	2,450	4,610	4,880	3,720	1,860	570	6,270	49,450
不燃ごみ	2,680	2,050	1,480	1,760	1,530	1,900	1,970	2,580	3,900	2,240	1,560	1,610	25,260
不燃性粗大ごみ	480	700	1,220	680	850	340	560	1,760	1,030	440		620	8,680
空ビン													
蛍光管				200					120			190	510
廃乾電池				800					390				1,190
小型廃家電													
有料家庭系ごみ													
事業系ごみ	82,952	98,224	72,789	99,439	72,213	80,338	83,977	68,080	73,309	80,444	75,955	85,373	973,093
合計	206,622	212,084	169,579	208,599	170,743	182,028	185,877	172,840	179,019	174,314	150,715	185,503	2,197,923

上野センター

単位 : kg

月 種別	4月	5月	6月	7月	8月	9月	10月	11月	12月	1月	2月	3月	合計
脱水汚泥	321,950	293,890	245,600	249,660	220,840	163,290	212,770	229,100	221,370	199,850	241,070	325,220	2,924,610

新開センター

単位 : kg

月 種別	4月	5月	6月	7月	8月	9月	10月	11月	12月	1月	2月	3月	合計
し渣	6,700	4,550	6,470	4,920	4,880	3,070	4,150	1,640	5,490	4,310	5,270	5,780	57,230

総合計

単位 : kg

市町村名 種別	津島市	愛西市	弥富市	あま市	大治町	蟹江町	飛島村	新開センター	上野センター	合計
可燃ごみ	9,614,870	9,367,430	6,739,990	7,951,840	4,962,900	5,209,220	980,180			44,826,430
プラスチックごみ		1,618,370	1,201,110	282,060	636,590	831,200	159,560			4,728,890
可燃性粗大ごみ	154,390	436,820	177,240	151,420	74,880	156,170	49,450			1,200,370
不燃ごみ	305,250	472,460	282,290	410,210	249,880	221,280	25,260			1,966,630
不燃性粗大ごみ	26,290	93,710	92,530	77,680	50,380	21,860	8,680			371,130
空ビン	24,340		29,070		116,800					170,210
蛍光管	3,190	2,840	2,370	1,500	1,290	2,790	510			14,490
廃乾電池	16,240	15,680	5,740	12,310	7,290	9,810	1,190			68,260
小型廃家電		240	1,700		2,310	250				4,500
脱水汚泥									2,924,610	2,924,610
し渣								57,230		57,230
有料家庭系ごみ	141,440	50,130	46,140	13,500	10,600	68,000				329,810
事業系ごみ	3,633,369	2,149,148	2,938,414	1,247,221	1,113,329	1,854,726	973,093			13,909,300
合計	13,919,379	14,206,828	11,516,594	10,147,741	7,226,249	8,375,306	2,197,923	57,230	2,924,610	70,571,860

イ) 令和6年度運転状況

令和6年度ごみ焼却状況

月	焼却時間 (H)			焼却量 (t)				受電量 (kWh)	発電量 (kWh)	送電量 (kWh)	使用電力量 (kWh)	
	1号	2号	3号	1号	2号	3号	合計					
4	720	720		2,969.52	2,986.81		5,956.33	2,179,000	1,156,530	1,022,470		
5	744	744		3,298.96	3,352.59		6,651.55	2,551,620	1,428,140	1,123,480		
6	720	720		3,225.72	3,287.38		6,513.10	2,586,690	1,480,560	1,106,130		
7	295	744	459	1,314.15	3,395.64	2,088.89	6,798.68	2,565,644	1,330,940	1,234,704		
8		744	744		3,122.60	3,129.86	6,252.46	2,419,920	1,212,230	1,207,690		
9		628	630		2,440.22	2,438.48	4,878.70	128,410	1,741,990	794,620	1,075,780	
10		258	256		1,087.66	1,089.66	2,177.32	510,840	585,300	328,250	767,890	
11	266	465	720	1,067.89	1,930.15	2,997.91	5,995.95	10	2,420,464	1,341,840	1,078,634	
12	744		744	3,153.12		3,255.78	6,408.90		2,760,250	1,644,360	1,115,890	
1	744		744	3,027.77		3,105.11	6,132.88		2,596,730	1,493,410	1,103,320	
2	672		672	2,771.69		2,825.95	5,597.64		2,265,730	1,286,550	979,180	
3	744	604	150	3,025.00	2,536.84	649.53	6,211.37		2,355,030	1,250,970	1,104,060	
計	5,649	5,627	5,119	23,853.82	24,139.89	21,581.17	69,574.88	639,260	27,028,368	14,748,400	12,919,228	

月	消石灰使用量 (kg)				特殊反応助剤使用量 (kg)				活性炭使用量 (kg)				アンモニア水使用量 (ℓ)				水道使用量 (m³)	灯油使用量 (ℓ)
	1号	2号	3号	合計	1号	2号	3号	合計	1号	2号	3号	合計	1号	2号	3号	合計		
4	17,240	17,727		34,967	1,815	1,790		3,605	913	909		1,822	2,991	3,113		6,104	2,935	
5	17,757	18,614		36,371	1,859	1,845		3,704	933	931		1,864	3,336	3,964		7,300	3,301	
6	17,130	17,642		34,772	1,817	1,800		3,617	922	919		1,841	3,169	3,650		6,819	3,162	
7	7,257	18,265	11,036	36,558	822	1,860	1,160	3,842	389	958	577	1,924	1,206	3,258	1,879	6,343	3,427	18,773
8		18,346	17,922	36,268		1,860	1,848	3,708		949	931	1,880		3,105	3,091	6,196	3,396	
9		15,688	15,415	31,103		1,647	1,661	3,308		812	801	1,613		2,602	2,571	5,173	3,103	8,150
10		6,301	6,164	12,465		639	638	1,277		326	319	645		1,054	1,021	2,075	2,164	8,682
11	6,436	11,602	17,403	35,441	639	1,232	1,816	3,687	341	591	897	1,829	1,160	2,346	3,252	6,758	3,034	19,515
12	18,076		18,159	36,235	1,852		1,873	3,725	929		930	1,859	4,167		3,962	8,129	2,908	544
1	18,061		18,120	36,181	1,859		1,865	3,724	921		925	1,846	3,536		3,389	6,925	3,002	
2	16,265		16,294	32,559	1,668		1,680	3,348	833		832	1,665	2,995		2,962	5,957	2,604	189
3	17,966	15,421	3,878	37,265	1,844	1,445	461	3,750	914	762	199	1,875	3,512	2,585	632	6,729	2,837	20,603
計	136,188	139,606	124,391	400,185	14,175	14,118	13,002	41,295	7,095	7,157	6,411	20,663	26,072	25,677	22,759	74,508	35,873	76,456

ウ) 年度別運転状況

年度別ごみ焼却状況

年 度	焼却時間 (H)			焼却量 (t)				受電量 (kWh)	発電量 (kWh)	送電量 (kWh)	使用電力量 (kWh)
	1号	2号	3号	1号	2号	3号	合計				
H30	4,335	6,421	6,338	18,960.54	27,833.58	28,188.89	74,983.01	879,984	27,292,195	13,544,180	14,629,159
R1	6,443	5,017	6,504	28,599.59	22,630.33	28,910.94	80,140.86	476,460	29,044,438	15,695,060	13,825,848
R2	6,819	6,467	4,228	30,427.53	28,674.00	18,816.90	77,918.43	847,990	29,007,918	16,263,800	13,592,138
R3	4,670	6,656	5,754	20,468.39	29,922.47	26,057.68	76,448.54	335,090	29,140,854	16,343,010	13,133,094
R4	5,817	5,888	4,780	25,442.78	26,640.62	21,884.26	73,967.66	325,740	28,026,549	15,561,120	12,791,299
R5	6,493	5,768	4,480	26,852.69	24,065.35	18,813.95	69,731.99	330,650	26,161,858	13,560,110	12,932,428
R6	5,649	5,627	5,119	23,853.82	24,139.89	21,581.17	69,574.88	639,260	27,028,368	14,748,400	12,919,228

年 度	消石灰使用量 (kg)				特殊反応助剤使用量 (kg)				活性炭使用量 (kg)				アンモニア水使用量 (ℓ)				水道使用量 (m³)	灯油使用量 (ℓ)
	1号	2号	3号	合計	1号	2号	3号	合計	1号	2号	3号	合計	1号	2号	3号	合計		
H30	107,256	167,571	163,816	438,643	11,190	16,503	16,034	43,727	6,555	9,701	9,573	25,829	24,550	40,856	42,255	107,661	35,082	108,466
R1	160,818	126,980	164,538	452,336	16,323	14,262	16,491	47,076	9,681	7,581	9,820	27,082	35,240	32,755	45,843	113,838	37,694	104,451
R2	175,343	166,647	115,421	457,411	17,389	16,602	10,732	44,723	10,391	9,813	6,380	26,584	35,855	35,106	27,946	98,907	36,226	109,379
R3	115,614	167,360	148,150	431,124	13,287	16,973	15,230	45,490	7,020	10,051	8,674	25,745	23,044	33,676	29,972	86,692	35,891	93,108
R4	141,985	147,871	116,601	406,457	14,567	15,021	12,184	41,772	7,967	8,773	6,547	23,287	28,184	30,752	22,695	81,631	36,071	96,877
R5	157,433	143,823	109,003	410,259	16,276	14,503	11,347	42,126	8,153	7,271	5,591	21,015	29,277	25,517	19,595	74,389	35,192	67,685
R6	136,188	139,606	124,391	400,185	14,175	14,118	13,002	41,295	7,095	7,157	6,411	20,663	26,072	25,677	22,759	74,508	35,873	76,456

令和6年度搬出状況

(t)

種類		4月	5月	6月	7月	8月	9月	10月	11月	12月	1月	2月	3月	合計
集じん灰	埋立	225.52	219.32	196.16	248.85	212.94	189.82	68.34	184.78	209.00	218.95	181.47	209.22	2,364.37
焼却灰	埋立	74.73	296.45	210.34	286.02	122.62	108.52	74.88	282.93	261.71	255.29	219.15	143.44	2,336.08
	資源化	568.79	530.27	407.10	518.46	455.44	538.33	126.72	361.57	406.89	491.01	328.59	490.43	5,223.60
焼却残渣計		869.04	1,046.04	813.60	1,053.33	791.00	836.67	269.94	829.28	877.60	965.25	729.21	843.09	9,924.05
破碎鉄		24.13	37.32	25.48	76.32	24.61	57.72		50.83	32.20	53.21	58.59	17.05	457.46
破碎アルミ														
白カレット				9.56		8.35				9.14		9.42		36.47
茶カレット				9.26			8.37			8.47		9.39		35.49
緑カレット														
その他カレット			9.56	9.19			18.15			9.28		18.63		64.81
小型廃家電		4.32	7.29	9.50	8.12	8.44	6.47	6.28	8.80	9.08	6.21	8.85	7.39	90.75
スプリングマットレス		2.80	3.22	4.82	3.27	3.22	2.98	3.12	3.24	3.06	3.13	1.45	3.06	37.37
羽毛ふとん														
中間処理困難物													4.02	4.02
リチウムイオン電池等			0.04			0.12	0.16	0.12	0.08				0.62	1.14
合計		900.29	1,103.47	881.41	1,141.04	835.74	930.52	279.46	892.23	948.83	1,027.80	835.54	875.23	10,651.56

工) 年度別廃乾電池・蛍光管搬入状況

廃乾電池						蛍光管					
市町村名	R2年度	R3年度	R4年度	R5年度	R6年度	市町村名	R2年度	R3年度	R4年度	R5年度	R6年度
津島市	17,210	16,720	16,110	15,630	16,240	津島市	5,430	4,150	3,790	3,180	3,190
愛西市	15,050	16,960	17,640	17,090	15,680	愛西市	4,360	3,730	3,500	2,980	2,840
弥富市	2,650	5,210	6,920	6,700	5,740	弥富市	3,680	3,290	2,860	2,350	2,370
あま市	8,090	8,080	8,000	15,910	12,310	あま市	1,900	1,650	2,060	1,360	1,500
大治町	6,800	7,620	7,960	7,390	7,290	大治町	2,130	1,580	1,380	1,180	1,290
蟹江町	8,970	10,250	9,660	9,610	9,810	蟹江町	3,940	3,650	3,260	2,890	2,790
飛島村	1,350	1,380	1,210	1,140	1,190	飛島村	610	630	460	580	510
合計	60,120	66,220	67,500	73,470	68,260	合計	22,050	18,680	17,310	14,520	14,490

※あま市は旧甚目寺町除く

※あま市は旧甚目寺町除く

※ この表は、組合が連絡調整したものを各市町村においてそれぞれ年2回収集・運搬し、処分の委託をした廃乾電池・蛍光管量をまとめたものである。

※ 中間処理先（平成29年度から白色ガラスタイプの蛍光管のみ）

大阪府大阪市西淀川区中島2丁目4番143号

野村興産株式会社 関西工場

※ 処理・処分先 北海道北見市留辺蘂町字富士見217番地の1

野村興産株式会社 イトムカ鉱業所

岡山県倉敷市水島川崎通1丁目5番2

J F E条鋼株式会社 水島製造所

(2) 一般廃棄物ごみ受入れ要綱

制定 平成14年6月1日(施行)
改正 平成18年4月1日(施行)
改正 平成27年3月12日(施行)
改正 令和3年1月1日(施行)

(目的)

第1条 この計画は、海部地区環境事務組合（以下「当事務組合」という。）が設置する海部地区環境事務組合八穂クリーンセンター（以下「八穂クリーンセンター」という。）のごみ処理業務を適正に運営・管理するため必要な事項を定めるものとする。

(責務)

第2条 市町村長は、市町村が定める一般廃棄物の処理計画に基づき一般廃棄物の適正処理に努めるとともに、事業活動に伴って多量の一般廃棄物ごみを生ずる事業者（以下「事業者」という。）に対し指導・指示するものとする。

2 事業者は、その事業活動に伴って生じた一般廃棄物ごみを自らの責任において適正に処理するとともに減量に努めるものとする。

なお、自ら処理できない事業者は当該市町村長の指導・指示に従うとともに、別に定める事業系一般廃棄物ごみ受入れ要領（昭和58年規程第1号。以下「要領」という。）に基づき承諾を得て八穂クリーンセンターに搬入することができる。

(受入れ対象物)

第3条 八穂クリーンセンターに搬入することができる一般廃棄物ごみは、当事務組合を構成する市町村において排出された家庭系ごみ及び要領に基づき承諾を受けた事業系ごみで以下に示されたものに限るものとする。（なお、ごみ種ごとの具体的な品目例等は別表のとおりとする。）

ごみ種		受入対象
家庭系ごみ	可燃ごみ	一般家庭の日常生活から排出されたものに限る (モバイルバッテリー等の充電式電池が混入していないこと)
	プラスチック類ごみ	
	不燃性粗大ごみ	
	可燃性粗大ごみ	
	不燃ごみ	
資源ごみ	缶類	・飲料缶、食品缶に限る ・中を水で洗ったきれいなもの ・スプレー缶、一斗缶は不可
	ビン類	・飲料ビン、食品ビンに限る ・割れたビンは不可 ・ふたは捨て、中を水で洗ったきれいなもの
	P E Tボトル	・飲料、しょう油用で1:PETの表示のあるものに限る ・ふたは捨て、中を水で洗ったきれいなもの
	紙・段ボール	・紙ヒモで縛った新聞紙及び段ボール ・紙、段ボール以外のものが混入していないこと ・濡れていないこと
	布	・以下のものを除く 濡れたもの、汚れたもの、布団、ジュークタン、足ふきマツ

		ト、ぬいぐるみ、背広、フリース、アクリルセーター類、コート、作業着、裁断くず等
	トレイ	・白色の発泡スチロール製に限る ・よく洗った、きれいなもの
	廃蛍光管	・割れていないもの
	廃乾電池	・乾電池のみ
事業系ごみ	可燃ごみ	・家庭系可燃ごみと同等のものに限る ・受入可能なごみの種類については、手引書による。
	不燃性粗大ごみ	・家庭系ごみと同等のものに限る
	可燃性粗大ごみ	・直接搬入に限る
	不燃ごみ	・受入可能なごみの種類については、手引書による。

(受入れ方法)

第4条 管理者の定める搬入幹線道路により、八穂クリーンセンターに搬入するものとする。

2 受入れ曜日及び時間帯

(1) 搬入曜日

家庭系は月曜日から土曜日までとするが、土曜日は自動計量可能な収集車のみとする。

事業系ごみは月曜日から金曜日までとする。又、国民の祝日にに関する法律（昭和23年法律第178号）に規定する休日は受入れできない。

家庭系の内自己で搬入する場合は事業系ごみと同様に扱う。

(2) 搬入時間

8時45分から16時30分までとする。

なお、事業系ごみについては、12時から13時までは受入れない。

(3) 次に定める日を除く。ただし、管理者が必要と認めた場合は変更することがある。

ア 12月31日から翌年の1月3日までの日

事業系ごみについては、12月30日から翌年の1月3日までの日

イ オーバーホール等管理者の定める日

(受入れ基準)

第5条 荷姿・大きさ等については以下のとおりとする。

ごみ種	荷姿・大きさ等
可燃ごみ	指定袋
プラスチック類ごみ	指定袋
不燃性粗大ごみ	2m×1.5m×2m以内
可燃性粗大ごみ	2m×1.5m×2m以内
不燃ごみ	指定袋
資源ごみ	缶類
	缶のみ（袋投入不可）
	ビン類
	専用コンテナ
	PETボトル
	ボトルのみ又は袋（約45リットル）使用可
紙、布、段ボール	合成樹脂製ヒモ等は除去済みであること
トレイ	パラ
廃蛍光管	割れていないこと

(受入れ不可物)

第6条 以下に示すものは、受け入れない。

(1) 小型ガス容器、携帯ガス容器等火災・爆発の可能性のあるもの。

- (2) 焼却灰、土砂、ガレキ、農薬等の施設の運転に支障を生じさせるもの。
- (3) 家電リサイクル法等法律により処理方法を指定されているもの。
- (4) バッテリー、タイヤ、農機具、オートバイ等適正処理が困難なもの。

(搬入車両)

第7条 一般廃棄物を運搬する車両は、一般廃棄物が飛散及び流出並びに悪臭が洩れるおそれのないものであること。

2 搬入車両は、常に清掃・消毒・点検・整備等されていなければならない。

(受入れ制限)

第8条 管理者は、焼却業務等に支障のある場合は、搬入の制限をすることがある。

2 公害の発生または発生が予測される場合、管理者は必要に応じて一般廃棄物ごみの搬入を制限することがある。

(研修)

第9条 市町村長及び管理者は、職員及び業者に対し、資質の向上を図るため積極的に研修を実施するものとする。

(措置)

第10条 搬入者が組合の指示、法令及びこの要綱に違反した場合にあっては、管理者は警告・搬入の一時停止又は承諾の取消等、必要な措置をとることができる。

(その他)

第11条 管理者は、この要綱に定めのあるほか、災害又は当事務組合を構成する市町村及び官公庁の要請があった場合は、ハ穂クリーンセンターの業務に支障のない範囲において必要な措置をとることができる。

附 則

この要綱は、平成14年6月1日から施行する。

附 則

この要綱は、平成18年4月1日から施行する。

附 則

この要綱は、平成27年3月12日から施行する。

附 則

この訓令は、令和3年1月1日から施行する。

(3) 事業系一般廃棄物ごみ受入れ要領

制定	昭和 58 年 9 月 4 日(施行)
改正	平成 6 年 1 月 27 日(施行)
改正	平成 12 年 4 月 1 日(施行)
改正	平成 14 年 6 月 1 日(施行)
改正	平成 18 年 4 月 1 日(施行)
改正	平成 21 年 3 月 1 日(施行)
改正	平成 27 年 3 月 12 日(施行)

(目的)

第1条 この要領は、海部地区環境事務組合八穂クリーンセンター（以下「八穂クリーンセンター」という。）の焼却業務等を適正に運営・管理するため、事業系一般廃棄物ごみの受入れについて、必要な事項を定めるものとする。

(搬入者及び受入れ対象物)

第2条 八穂クリーンセンターに搬入することができる者は、次の各号に定める者（以下「搬入者」という。）とする。

- (1) 事業場が所在する区域を管轄する市町村長（以下「関係市町村長」という。）が指示し、及び海部地区環境事務組合管理者（以下「管理者」という。）が承諾をした事業者（以下「承諾事業者」という。）のうち自己でごみを搬入する搬入者
- (2) 承諾事業者の関係市町村長及び弥富市長が廃棄物の処理及び清掃に関する法律（以下「法」という。）第7条第1項の許可をした者（以下「許可業者」という。）であり、かつ、当該承諾事業者が委託をした者（以下「受託業者」という。）

2 八穂クリーンセンターに搬入することができる事業系一般廃棄物ごみは、次の各号に定めるものとする。

- (1) 可燃ごみ
- (2) 不燃性粗大ごみ（第2条1項1号の承諾事業者が搬入する場合に限る。）
- (3) 可燃性粗大ごみ（第2条1項1号の承諾事業者が搬入する場合に限る。）
- (4) 不燃ごみ（第2条1項1号の承諾事業者が搬入する場合に限る。）
- (5) その他管理者の承諾を受けたごみ

3 受託業者は、前項第1号のごみを八穂クリーンセンターへ搬入する場合は、原則、中のごみが見えるごみ袋を用い、さらに屋号等を記入のうえ搬入するものとする。

4 八穂クリーンセンターには、産業廃棄物（法で定める20種類の産業廃棄物）を搬入することはできない。

(搬入者の責務)

第3条 搬入者は、法令及びこの要領を遵守するほか、ごみの収集・運搬に際しては交通安全に努めるとともに、従業員等により運搬する場合は、その指導・研修に努めなければならない。

2 受託業者が、混載して搬入し、受入れ基準等に違反があった場合は、受託業者及び当該ごみを

出した承諾業者に責任を課すものとする。

3 受託業者は、依頼を受けた承諾事業者に対し、分別の周知徹底を図るものとする。

(搬入承諾等)

第4条 事業系一般廃棄物ごみを自己で八穂クリーンセンターに搬入する搬入者は、毎年2月末日までに事業系一般廃棄物ごみ搬入承諾申込書（第1号様式）（以下「申込書」という。）を関係市町村長に提出しなければならない。

- 2 市町村長は申込書の提出があったときは、管理者と協議のうえ、八穂クリーンセンターの適正な運営・管理を図るため必要な事項の遵守を条件に4月1日から翌年3月31日までの期間について承諾するとともに、事業系一般廃棄物ごみ搬入承諾書（第2号様式）（以下「承諾書」という。）を交付するものとする。
- 3 受託業者は、委託業者を市町村ごとに取り纏めごみ収集事業者一覧表（第3号様式）を添えてそれぞれの市町村へ提出するものとする。
- 4 第2項及び第3項の承諾は、管理者が承諾したものとみなす。
- 5 市町村長は、前項の承諾をした場合は、速やかに管理者に報告するものとする。

(変更承諾等)

第5条 搬入者は、次の各号に定める事項を変更する必要が生じたときは、速やかに理由を付した上、関係市町村長に書面（第4号様式及び第5号様式）にて報告しなければならない。

- (1) 事業系一般廃棄物ごみの種類
- (2) 承諾事業者
- 2 前条第2項及び第3項の手続きは、前項の事項の変更に係る承諾について準用する。
- 3 市町村長は第1項の報告を受理したときは、速やかに管理者に通知するものとする。

(手数料)

第6条 ごみ処理についての手数料は、海部地区環境事務組合手数料条例第3条の規定に基づき、徴収するものとする。

(搬入方法)

第7条 搬入時間は、8時45分から12時及び13時から16時30分までとする。

- 2 搬入できる日は、次の各号に定める日を除いた日とする。ただし、管理者が必要と認めた場合は、これを変更することができる。
 - (1) 土曜日及び日曜日
 - (2) 国民の祝祭日及び休日
 - (3) 12月30日から翌年の1月3日までの日（前号に掲げる日を除く。）
 - (4) オーバーホールによる焼却炉の休炉時等管理者の定める日
- 3 搬入者は、ごみを運搬する車両をごみが飛散し、及び流出し、並びに悪臭が漏れるおそれのないものとし、常に清掃・消毒・点検・整備しなければならない。
- 4 搬入者は、管理者が別に定める、ごみ搬入に係る幹線経路により搬入するものとする。
- 5 搬入者は、搬入時に計量棟にて、事業系一般廃棄物ごみ搬入許可証又はごみ搬入承諾書を提示

しなければならない。また、管理者より運転日報の提示を求められた場合は、それに応じなければならない。

- 6 受託業者は、毎月5日までに前々月に市町村ごとに按分した市町村搬入量一覧表（月報）（第6号様式）収集した委託業者ごとに搬入重量を記載し、集計したごみ収集業者一覧表（月報）（第7号様式）を管理者に報告しなければならない。
- 7 搬入者は、搬入に際し、八穂クリーンセンター職員の指示に従うものとする。

（搬入の制限）

第8条 管理者は、海部地区環境事務組合八穂クリーンセンター搬入ごみ検査実施要領に基づき搬入者のごみ質、車輌等について、隨時検査等を行うものとする。

なお、管理者は、検査により著しくごみ質が悪い場合は、搬入者に対して注意・指導し、搬入停止の処分を科すことができるものとする。

- 2 管理者は、焼却業務等に支障のある場合は、搬入の制限をすることができる。
- 3 公害等の発生又は発生が予測される場合、管理者は必要に応じて搬入を制限することができる。

（承諾の取り消し）

第9条 管理者は本要領に反する搬入者に対し注意・指導を行うものとするが、改善が見られない場合等、承諾を取り消すことがある。

附 則

この要領は、昭和58年9月4日から施行する。

附 則

この要領は、平成6年1月27日から施行する。

附 則

この要領は、平成12年4月1日から施行する。

附 則

この要領は、平成14年6月1日から施行する。

附 則

この要領は、平成18年4月1日から施行する。

附 則

この要領は、平成21年3月1日から施行する。

附 則

この要領は、平成27年3月12日から施行する。

(4) 各種調査結果 (八穂クリーンセンター)

ア) 排ガス測定結果

測定日	号炉	場所	ばいじん (g/m ³)	窒素酸化物 (ppm)	硫黄酸化物 (ppm)	塩化水素 (ppm)	全水銀 (mg/m ³)
(協定値)			0.02	70	25	50	(0.05)
R06. 04. 15	1	煙突	<0.002	35	<1	3	-
	2	煙突	<0.002	41	2	2	-
R06. 05. 14	1	煙突	0.002	17	<1	11	-
	2	煙突	0.002	17	3	6	0.00006
R06. 06. 11	1	煙突	0.002	34	<1	4	0.00011
	2	煙突	0.002	26	<1	<2	-
R06. 07. 09	1	煙突	0.004	24	<1	12	-
	2	煙突	0.002	43	<1	<2	-
R06. 08. 06	2	煙突	0.004	32	1	2	-
	3	煙突	0.004	34	<1	2	0.00005
R06. 09. 10	2	煙突	0.002	29	<1	<2	-
	3	煙突	0.003	33	<1	2	-
R06. 10. 29	2	煙突	<0.002	37	<1	<2	-
	3	煙突	<0.002	33	<1	<2	-
R06. 11. 12	2	煙突	0.002	37	<1	14	0.00004
	3	煙突	0.002	38	<1	10	-
R06. 12. 10	1	煙突	0.002	33	1	10	-
	3	煙突	0.002	47	1	6	-
R07. 01. 07	1	煙突	0.002	25	<1	<2	0.00007
	3	煙突	<0.002	23	<1	2	-
R07. 02. 04	1	煙突	<0.002	38	1	<2	-
	3	煙突	<0.002	27	<1	3	0.00007
R07. 03. 04	1	煙突	<0.002	38	<1	13	-
	3	煙突	<0.002	40	<1	4	-

(ばいじん、窒素酸化物、塩化水素、全水銀はO₂12%換算値)

測定日	号炉	場所	ダイオキシン類
(協定値)			0.1
R06. 06. 18	1	煙突	0.00013
R06. 08. 23	2	煙突	0.0000021
R06. 09. 11	3	煙突	0.000031

(単位 : ng-TEQ/m³)

イ) 騒音測定結果

測定日 : R06. 11. 21

時間帯	協定値 dB(A)	測定点	結 果 dB(A)	特記事項	風速等 (m/s)
朝 R06. 11. 21 06:00～ 07:16	50以下	東	51	東側道路車両音	1.0(N)
		西	51	伊勢湾岸道路車両音	0.6(N)
		南	47	-	0.4(SE)
		北	51	伊勢湾岸道路車両音	無風
昼 R06. 11. 21 12:01～ 17:39	55以下	東	49	-	3.1(N)
		西	49	-	2.9(N)
		南	45	-	1.3(W)
		北	50	-	2.4(NW)
夕 R06. 11. 21 19:07～ 20:31	50以下	東	47	-	1.1(NW)
		西	47	-	1.0(N)
		南	39	-	<0.4(W)
		北	48	-	0.7(NW)
夜 R06. 11. 21 22:00～ 23:13	45以下	東	48	東側道路車両音	0.8(NW)
		西	45	-	0.7(NW)
		南	38	-	0.6(W)
		北	49	伊勢湾岸道路車両音	0.5(NW)

(測定場所=敷地境界線上・測定回数=年1回) (結果は中央値 : L_{50})

※朝の東、夜の東及び北で協定値を上回っているが、東側道路車両音、伊勢湾岸道路車両音の影響によるものである。

ウ) 振動測定結果

測定日 : R06. 11. 21

時間帯	協定値 (dB)	測定点	結 果 (dB)	特記事項
昼 R06. 11. 21 12:01～ 17:39	55以下	東	30未満	-
		西	30未満	-
		南	30未満	-
		北	30未満	-
夜 R06. 11. 21 22:00～ 23:23	55以下	東	30未満	-
		西	30未満	-
		南	30未満	-
		北	30未満	-

(測定場所=敷地境界線上・測定回数=年1回) (結果は中央値 : L_{50})

工) 热灼減量測定結果

採取場所：灰押し装置

採取日	号炉	測定結果 (%)	備考
R06. 04. 17	1	2.8	湿灰
	2	4.6	湿灰
R06. 05. 13	1	3.1	湿灰
	2	5.4	湿灰
R06. 06. 11	1	3.9	湿灰
	2	4.8	湿灰
R06. 07. 11	1	3.5	湿灰
	2	4.4	湿灰
R06. 08. 06	2	3.4	湿灰
	3	3.9	湿灰
R06. 09. 03	2	3.1	湿灰
	3	3.6	湿灰
R06. 10. 29	2	3.9	湿灰
	3	5.2	湿灰
R06. 11. 13	2	3.4	湿灰
	3	3.0	湿灰
R06. 12. 11	1	3.7	湿灰
	3	5.1	湿灰
R07. 01. 08	1	2.3	湿灰
	3	4.1	湿灰
R07. 02. 10	1	3.4	湿灰
	3	3.1	湿灰
R07. 03. 04	1	4.0	湿灰
	3	3.0	湿灰

才) 臭気測定結果

項目	単位	協定値	東	西	南	北
			R06.09.25	R06.09.25	R06.09.25	R06.09.25
アンモニア	ppm	1	0.1	<0.1	<0.1	0.1
メチルメカブタン	ppm	0.002	<0.0002	<0.0002	<0.0002	<0.0002
硫化水素	ppm	0.02	<0.002	<0.002	<0.002	<0.002
硫化メタル	ppm	0.01	<0.001	<0.001	<0.001	<0.001
二硫化メタル	ppm	0.009	<0.0009	<0.0009	<0.0009	<0.0009
トリメチルアミン	ppm	0.005	<0.0005	<0.0005	<0.0005	<0.0005
アセトアルデヒド	ppm	0.05	<0.005	<0.005	<0.005	<0.005
プロピオノンアルデヒド	ppm	0.05	<0.005	<0.005	<0.005	<0.005
ノルマルブチルアルデヒド	ppm	0.009	<0.0009	<0.0009	<0.0009	<0.0009
イソブチルアルデヒド	ppm	0.02	<0.002	<0.002	<0.002	<0.002
ノルマルバニルアルデヒド	ppm	0.009	<0.0009	<0.0009	<0.0009	<0.0009
イソバニルアルデヒド	ppm	0.003	<0.0003	<0.0003	<0.0003	<0.0003
イソブタノール	ppm	0.9	<0.09	<0.09	<0.09	<0.09
酢酸エチル	ppm	3	<0.3	<0.3	<0.3	<0.3
メチルイソブチルケトン	ppm	1	<0.1	<0.1	<0.1	<0.1
トルエン	ppm	10	<1	<1	<1	<1
スチレン	ppm	0.4	<0.04	<0.04	<0.04	<0.04
キシレン	ppm	1	<0.1	<0.1	<0.1	<0.1
プロピオノン酸	ppm	0.03	<0.003	<0.003	<0.003	<0.003
ノルマル酪酸	ppm	0.001	<0.0001	<0.0001	<0.0001	<0.0001
ノルマル吉草酸	ppm	0.0009	<0.00009	<0.00009	<0.00009	<0.00009
イソ吉草酸	ppm	0.001	<0.0001	<0.0001	<0.0001	<0.0001
臭気指数		—	<10	<10	<10	<10
風向			西	西	南	南
風速	m/s		0.5	0.5	0.0	0.0

(測定場所：敷地境界線上)

力) 水質測定結果(有機系処理水)

項目	単位	協定値等	R06.08.20	R07.02.10
水素イオン濃度		5.8~8.6	6.9	6.9
化学的酸素要求量	mg/L	15(日間平均10)	1.6	1.9
生物化学的酸素要求量	mg/L	15(日間平均10)	1.3	1.8
浮遊物質量	mg/L	15(日間平均10)	<1	<1
塩化物イオン	mg/L		35	82
大腸菌群数	個/mL	日間平均3000	<10	<10
全窒素	mg/L	15(日間平均10)	3.8	5.2
全リン	mg/L	2(日間平均1)	0.04	0.05
カルシウムイオン	mg/L		14	21
フェノール類	mg/L	0.5	<0.01	<0.01
銅	mg/L	1	<0.01	<0.01
亜鉛	mg/L	5	<0.01	<0.01
溶解性鉄	mg/L	10	<0.1	<0.1
全クロム	mg/L	2	<0.1	<0.1
溶解性マンガン	mg/L	10	<0.1	<0.1
フッ素	mg/L	15	<0.1	<0.1
ヒ素	mg/L	0.1	<0.01	<0.01
六価クロム	mg/L	0.2	<0.02	<0.02
鉛	mg/L	0.1	<0.005	<0.005
シアン	mg/L	1	<0.1	<0.1
有機リン	mg/L	1	<0.1	<0.1
カドミウム	mg/L	0.03	<0.003	<0.003
全水銀	mg/L	0.005	<0.0005	<0.0005
アルキル水銀	mg/L	検出されないこと	<0.0005	<0.0005
P C B	mg/L	0.003	<0.0005	<0.0005
セレン	mg/L	0.1	<0.002	<0.002
アンチモン	mg/L		0.0012	0.0009
モリブデン	mg/L		<0.007	<0.007
ホウ素	mg/L	10	0.07	0.06
亜硝酸、硝酸性窒素	mg/L		3.5	5.1
窒素化合物	mg/L	100	3.5	5.1
トリクロロエチレン	mg/L	0.3	<0.002	<0.002
テトラクロロエチレン	mg/L	0.1	<0.0005	<0.0005
1.1.1-トリクロロエタン	mg/L	3	<0.0005	<0.0005
ジクロロメタン	mg/L	0.2	<0.002	<0.002
四塩化炭素	mg/L	0.02	<0.0002	<0.0002
1.2-ジクロロエタン	mg/L	0.04	<0.0004	<0.0004
1.1-ジクロロエチレン	mg/L	0.2	<0.002	<0.002
シス-1.2ジクロロエチレン	mg/L	0.4	<0.004	<0.004
1.1.2-トリクロロエタン	mg/L	0.06	<0.0006	<0.0006
1.3-ジクロロプロペン	mg/L	0.02	<0.0002	<0.0002
ベンゼン	mg/L	0.1	<0.001	<0.001
1.4-ジオキサン	mg/L	0.5	<0.05	<0.05
チウラム	mg/L	0.06	<0.006	<0.006
シマジン	mg/L	0.03	<0.003	<0.003
チオペンカルブ	mg/L	0.2	<0.02	<0.02
クロロエチレン	mg/L		<0.0002	<0.0002
動植物油脂類	mg/L	10	<0.5	<0.5
不揮発性鉱物油類	mg/L	2	<0.5	<0.5

項目	単位	基準値	R06.06.18
ダイオキシン類	pg-TEQ/L	10	0.0060

(5) 各種調査結果(八開処分場)

ア) 浸出水処理施設水質分析結果

項目	単位	基準値	R06.09.05		R07.02.10	
			原水槽	処理水	原水槽	処理水
水素イオン濃度		5.8~8.6	9.5	7.9	11.4	7.7
化学的酸素要求量	mg/L	90	3.6	3.5	5.7	4.4
生物化学的酸素要求量	mg/L	60	1.7	1.6	1.1	2.9
浮遊物質量	mg/L	60	<1	<1	1	10
塩素イオン	mg/L		38	110	150	200
大腸菌群数	個/mL	3000	<10	<10	<10	<10
全窒素	mg/L	120	2.4	1.3	2.0	1.3
全リン	mg/L	16	0.03	0.04	0.03	0.05
フェノール類	mg/L	5	<0.01	<0.01	<0.01	<0.01
銅	mg/L	3	<0.01	<0.01	<0.01	<0.01
亜鉛	mg/L	2	<0.01	<0.01	<0.01	<0.01
溶解性鉄	mg/L	10	<0.1	<0.1	<0.1	<0.1
クロム	mg/L	2	<0.1	<0.1	<0.1	<0.1
溶解性マンガン	mg/L	10	<0.1	<0.1	<0.1	<0.1
フッ素	mg/L	8	<0.1	<0.1	<0.1	<0.1
ヒ素	mg/L	0.1	<0.01	<0.01	<0.01	<0.01
六価クロム	mg/L	0.2	<0.02	<0.02	<0.02	<0.02
鉛	mg/L	0.1	<0.005	<0.005	<0.005	<0.005
シアン	mg/L	1	<0.1	<0.1	<0.1	<0.1
有機リン	mg/L	1	<0.1	<0.1	<0.1	<0.1
カドミウム	mg/L	0.03	<0.003	<0.003	<0.003	<0.003
全水銀	mg/L	0.005	<0.0005	<0.0005	<0.0005	<0.0005
アルキル水銀	mg/L	検出されないこと	<0.0005	<0.0005	<0.0005	<0.0005
ポリ塩化ビフェニル	mg/L	0.003	<0.0005	<0.0005	<0.0005	<0.0005
セレン	mg/L	0.1	<0.002	<0.002	<0.002	<0.002
カルシウム	mg/L		28	16	28	20
アンチモン	mg/L		0.027	0.0082	0.0088	0.0071
モリブデン	mg/L		0.010	0.022	0.023	0.030
ホウ素	mg/L	10	0.29	0.19	0.22	0.20
亜硝酸性、硝酸性窒素	mg/L		2.1	1.2	0.04	1.0
窒素化合物	mg/L		2.2	1.2	0.72	1.1
トリクロロエチレン	mg/L	0.1	<0.002	<0.002	<0.002	<0.002
テトラクロロエチレン	mg/L	0.1	<0.0005	<0.0005	<0.0005	<0.0005
1.1.1-トリクロロエタン	mg/L	3	<0.0005	<0.0005	<0.0005	<0.0005
ジクロロメタン	mg/L	0.2	<0.002	<0.002	<0.002	<0.002
四塩化炭素	mg/L	0.02	<0.0002	<0.0002	<0.0002	<0.0002
1.2-ジクロロエタン	mg/L	0.04	<0.0004	<0.0004	<0.0004	<0.0004
1.1-ジクロロエチレン	mg/L	1	<0.002	<0.002	<0.002	<0.002
シス-1.2ジクロロエチレン	mg/L	0.4	<0.004	<0.004	<0.004	<0.004
1.1.2-トリクロロエタン	mg/L	0.06	<0.0006	<0.0006	<0.0006	<0.0006
1.3-ジクロロプロペン	mg/L	0.02	<0.0002	<0.0002	<0.0002	<0.0002
ベンゼン	mg/L	0.1	<0.001	<0.001	<0.001	<0.001
1.4-ジオキサン	mg/L	0.5	<0.05	<0.05	<0.05	<0.05
チウラム	mg/L	0.06	<0.006	<0.006	<0.006	<0.006
シマジン	mg/L	0.03	<0.003	<0.003	<0.003	<0.003
チオベンカルブ	mg/L	0.2	<0.02	<0.02	<0.02	<0.02
クロロエチレン	mg/L		<0.0002	<0.0002	<0.0002	<0.0002
動植物油脂類	mg/L	30	<0.5	<0.5	<0.5	<0.5
不揮発性鉱物油類	mg/L	5	<0.5	<0.5	<0.5	<0.5

項目	単位	基準値	R06.09.12	
			原水槽	処理水
ダイオキシン類	pg-TEQ/L	10	0.0062	0.0040

イ) 地下水分析結果

項目	単位	基準値	R06.09.05		R07.02.10	
			北	南	北	南
水素イオン濃度			6.8	5.5	6.6	6.4
化学的酸素要求量	mg/L		2.6	2.3	3.1	3.7
生物化学的酸素要求量	mg/L		0.7	0.6	0.6	<0.5
浮遊物質量	mg/L		2	19	20	1
塩素イオン	mg/L		15	6	47	5
大腸菌群数	個/mL		<10	<10	<10	<10
全窒素	mg/L		1.6	2.7	0.57	0.74
全リン	mg/L		0.10	0.05	0.10	0.05
フェノール類	mg/L		<0.01	<0.01	<0.01	<0.01
銅	mg/L		<0.01	<0.01	<0.01	<0.01
亜鉛	mg/L		<0.01	0.02	<0.01	0.01
溶解性鉄	mg/L		<0.1	<0.1	<0.1	<0.1
クロム	mg/L		<0.1	<0.1	<0.1	<0.1
溶解性マンガン	mg/L		<0.1	<0.1	0.3	1.1
フッ素	mg/L	0.8	<0.08	<0.08	0.18	0.16
砒素	mg/L	0.01	0.001	<0.001	0.001	<0.001
六価クロム	mg/L	0.02	<0.005	<0.005	<0.005	<0.005
鉛	mg/L	0.01	<0.001	<0.001	<0.001	<0.001
全シアン	mg/L	検出されないこと	<0.1	<0.1	<0.1	<0.1
有機リン化合物	mg/L		<0.1	<0.1	<0.1	<0.1
カドミウム	mg/L	0.003	<0.0003	0.0004	<0.0003	<0.0003
全水銀	mg/L	0.0005	<0.0005	<0.0005	<0.0005	<0.0005
アルキル水銀	mg/L	検出されないこと	<0.0005	<0.0005	<0.0005	<0.0005
ポリ塩化ビフェニル	mg/L	検出されないこと	<0.0005	<0.0005	<0.0005	<0.0005
セレン	mg/L	0.01	<0.001	<0.001	<0.001	<0.001
カルシウム	mg/L		40	7.1	63	19
アンチモン	mg/L		0.0003	<0.0002	<0.0002	<0.0002
モリブデン	mg/L		<0.007	<0.007	<0.007	<0.007
ホウ素	mg/L	1	0.04	0.03	0.08	0.03
亜硝酸性、硝酸性窒素	mg/L	10	1.5	2.6	0.03	<0.01
窒素化合物	mg/L		1.5	2.6	0.08	0.20
トリクロロエチレン	mg/L	0.01	<0.001	<0.001	<0.001	<0.001
テトラクロロエチレン	mg/L	0.01	<0.0005	<0.0005	<0.0005	<0.0005
1.1.1-トリクロロエタン	mg/L	1	<0.0005	<0.0005	<0.0005	<0.0005
ジクロロメタン	mg/L	0.02	<0.002	<0.002	<0.002	<0.002
四塩化炭素	mg/L	0.002	<0.0002	<0.0002	<0.0002	<0.0002
1.2-ジクロロエタン	mg/L	0.004	<0.0004	<0.0004	<0.0004	<0.0004
1.1-ジクロロエチレン	mg/L	0.1	<0.002	<0.002	<0.002	<0.002
1.2-ジクロロエチレン	mg/L	0.04	<0.004	<0.004	<0.004	<0.004
1.1.2-トリクロロエタン	mg/L	0.006	<0.0006	<0.0006	<0.0006	<0.0006
1.3-ジクロロプロペン	mg/L	0.002	<0.0002	<0.0002	<0.0002	<0.0002
ベンゼン	mg/L	0.01	<0.001	<0.001	<0.001	<0.001
1.4-ジオキサン	mg/L	0.05	<0.005	<0.005	<0.005	<0.005
チウラム	mg/L	0.006	<0.0006	<0.0006	<0.0006	<0.0006
シマジン	mg/L	0.003	<0.0003	<0.0003	<0.0003	<0.0003
チオベンカルブ	mg/L	0.02	<0.002	<0.002	<0.002	<0.002
クロロエチレン	mg/L	0.002	<0.0002	<0.0002	<0.0002	<0.0002
動植物油脂類	mg/L		<0.5	<0.5	<0.5	<0.5
不揮発性鉱物油類	mg/L		<0.5	<0.5	<0.5	<0.5
電気伝導率	mS/m		38	12	50	21

項目	単位	基準値	北 (R06.09.12)	南 (R06.09.12)
ダイオキシン類	pg-TEQ/L	1	0.18	0.15

6 し尿等処理事業

6 し尿等処理事業

(1) 令和6年度新開センターし尿等処理実績

ア) し尿

(単位: t)

月 市町村名	4月	5月	6月	7月	8月	9月	10月	11月	12月	1月	2月	3月	合計
津島市	72.602	74.808	74.131	74.099	76.093	65.753	78.796	71.111	93.416	61.742	77.378	75.832	895.761
愛西市	93.338	93.152	75.281	109.337	72.327	70.477	99.788	73.033	106.464	79.804	75.706	81.738	1,030.445
弥富市													
あま市 (旧甚目寺町を除く)	94.630	64.390	67.478	68.704	63.240	71.890	67.905	71.689	84.890	51.954	69.246	67.320	843.336
大治町	34.360	28.490	28.740	27.130	28.010	27.330	28.021	29.087	32.830	24.870	31.700	25.700	346.268
蟹江町													
飛島村													
合計	294.930	260.840	245.630	279.270	239.670	235.450	274.510	244.920	317.600	218.370	254.030	250.590	3,115.810

イ) 処理槽汚泥

(単位: t)

月 市町村名	4月	5月	6月	7月	8月	9月	10月	11月	12月	1月	2月	3月	合計
津島市	1,314.588	1,177.984	1,197.624	1,444.632	1,207.204	1,143.963	1,309.746	1,080.411	1,263.077	1,141.358	1,032.245	1,180.848	14,493.680
愛西市	1,106.110	1,003.921	1,064.376	1,163.181	917.817	993.753	1,158.453	1,062.019	1,143.777	946.673	953.463	1,209.920	12,723.463
弥富市													
あま市 (旧甚目寺町を除く)	879.470	933.430	869.090	926.800	831.350	823.806	958.436	982.510	725.680	745.512	777.670	856.918	10,310.672
大治町	528.292	594.165	549.010	632.257	567.449	509.468	622.445	594.380	545.606	512.637	503.352	534.694	6,693.755
蟹江町													
飛島村													
合計	3,828.460	3,709.500	3,680.100	4,166.870	3,523.820	3,470.990	4,049.080	3,719.320	3,678.140	3,346.180	3,266.730	3,782.380	44,221.570

ウ) 全体

(単位: t)

月 市町村名	4月	5月	6月	7月	8月	9月	10月	11月	12月	1月	2月	3月	合計
津島市	1,387.190	1,252.792	1,271.755	1,518.731	1,283.297	1,209.716	1,388.542	1,151.522	1,356.493	1,203.100	1,109.623	1,256.680	15,389.441
愛西市	1,199.448	1,097.073	1,139.657	1,272.518	990.144	1,064.230	1,258.241	1,135.052	1,250.241	1,026.477	1,029.169	1,291.658	13,753.908
弥富市													
あま市 (旧甚目寺町を除く)	974.100	997.820	936.568	995.504	894.590	895.696	1,026.341	1,054.199	810.570	797.466	846.916	924.238	11,154.008
大治町	562.652	622.655	577.750	659.387	595.459	536.798	650.466	623.467	578.436	537.507	535.052	560.394	7,040.023
蟹江町													
飛島村													
合計	4,123.390	3,970.340	3,925.730	4,446.140	3,763.490	3,706.440	4,323.590	3,964.240	3,995.740	3,564.550	3,520.760	4,032.970	47,337.380

(2) 令和6年度上野センターし尿等処理実績

ア) し尿

(単位: t)

月 市町村名	4月	5月	6月	7月	8月	9月	10月	11月	12月	1月	2月	3月	合計
津島市													
愛西市													
弥富市	90.894	95.341	99.173	93.649	87.578	87.258	105.961	96.221	105.232	94.053	91.307	103.084	1,149.751
あま市 (旧甚目寺町を除く)													
大治町													
蟹江町	42.500	39.730	34.650	46.700	35.820	40.170	45.710	38.900	52.215	38.556	40.214	42.819	497.984
飛島村	23.206	23.769	18.007	20.961	13.472	20.232	21.619	20.589	25.393	16.691	25.099	23.147	252.185
合計	156.600	158.840	151.830	161.310	136.870	147.660	173.290	155.710	182.840	149.300	156.620	169.050	1,899.920

イ) 処理槽汚泥

(単位: t)

月 市町村名	4月	5月	6月	7月	8月	9月	10月	11月	12月	1月	2月	3月	合計
津島市	687.313	653.775	584.821	787.231	702.989	633.585	570.643	473.247	884.696	552.666	620.886	737.812	7,889.664
愛西市	625.347	660.463	605.069	588.319	476.215	559.052	576.777	692.418	665.500	580.484	603.254	665.153	7,298.051
弥富市	2,232.428	2,032.118	2,090.058	2,364.935	1,950.358	2,068.627	1,893.426	1,729.349	1,921.457	1,755.902	1,960.096	2,272.791	24,271.545
あま市 (旧甚目寺町を除く)	501.660	358.760	280.880	647.980	320.300	96.020	424.160	332.640	453.210	212.780	381.940	386.250	4,396.580
大治町	801.950	672.142	678.220	666.770	549.896	587.653	616.560	550.115	654.134	544.950	574.390	737.575	7,634.355
蟹江町	1,309.847	1,210.680	1,420.901	1,400.957	1,115.108	1,165.405	1,162.532	1,200.887	1,054.363	1,036.395	996.515	1,326.475	14,400.065
飛島村	488.715	565.182	502.631	644.908	583.204	538.718	600.772	576.464	581.290	782.913	768.039	664.084	7,296.920
合計	6,647.260	6,153.120	6,162.580	7,101.100	5,698.070	5,649.060	5,844.870	5,555.120	6,214.650	5,466.090	5,905.120	6,790.140	73,187.180

ウ) 全体

(単位: t)

月 市町村名	4月	5月	6月	7月	8月	9月	10月	11月	12月	1月	2月	3月	合計
津島市	687.313	653.775	584.821	787.231	702.989	633.585	570.643	473.247	884.696	552.666	620.886	737.812	7,889.664
愛西市	625.347	660.463	605.069	588.319	476.215	559.052	576.777	692.418	665.500	580.484	603.254	665.153	7,298.051
弥富市	2,323.322	2,127.459	2,189.231	2,458.584	2,037.936	2,155.885	1,999.387	1,825.570	2,026.689	1,849.955	2,051.403	2,375.875	25,421.296
あま市 (旧甚目寺町を除く)	501.660	358.760	280.880	647.980	320.300	96.020	424.160	332.640	453.210	212.780	381.940	386.250	4,396.580
大治町	801.950	672.142	678.220	666.770	549.896	587.653	616.560	550.115	654.134	544.950	574.390	737.575	7,634.355
蟹江町	1,352.347	1,250.410	1,455.551	1,447.657	1,150.928	1,205.575	1,208.242	1,239.787	1,106.578	1,074.951	1,036.729	1,369.294	14,898.049
飛島村	511.921	588.951	520.638	665.869	596.676	558.950	622.391	597.053	606.683	799.604	793.138	687.231	7,549.105
合計	6,803.860	6,311.960	6,314.410	7,262.410	5,834.940	5,796.720	6,018.160	5,710.830	6,397.490	5,615.390	6,061.740	6,959.190	75,087.100

(3) 令和6年度し尿等処理実績(合計)

ア) し尿

(単位:t)

月 市町村名	4月	5月	6月	7月	8月	9月	10月	11月	12月	1月	2月	3月	合計
津島市	72.602	74.808	74.131	74.099	76.093	65.753	78.796	71.111	93.416	61.742	77.378	75.832	895.761
愛西市	93.338	93.152	75.281	109.337	72.327	70.477	99.788	73.033	106.464	79.804	75.706	81.738	1,030.445
弥富市	90.894	95.341	99.173	93.649	87.578	87.258	105.961	96.221	105.232	94.053	91.307	103.084	1,149.751
あま市 (旧甚目寺町を除く)	94.630	64.390	67.478	68.704	63.240	71.890	67.905	71.689	84.890	51.954	69.246	67.320	843.336
大治町	34.360	28.490	28.740	27.130	28.010	27.330	28.021	29.087	32.830	24.870	31.700	25.700	346.268
蟹江町	42.500	39.730	34.650	46.700	35.820	40.170	45.710	38.900	52.215	38.556	40.214	42.819	497.984
飛島村	23.206	23.769	18.007	20.961	13.472	20.232	21.619	20.589	25.393	16.691	25.099	23.147	252.185
合計	451.530	419.680	397.460	440.580	376.540	383.110	447.800	400.630	500.440	367.670	410.650	419.640	5,015.730

イ) 処理槽汚泥

(単位:t)

月 市町村名	4月	5月	6月	7月	8月	9月	10月	11月	12月	1月	2月	3月	合計
津島市	2,001.901	1,831.759	1,782.445	2,231.863	1,910.193	1,777.548	1,880.389	1,553.658	2,147.773	1,694.024	1,653.131	1,918.660	22,383.344
愛西市	1,731.457	1,664.384	1,669.445	1,751.500	1,394.032	1,552.805	1,735.230	1,754.437	1,809.277	1,527.157	1,556.717	1,875.073	20,021.514
弥富市	2,232.428	2,032.118	2,090.058	2,364.935	1,950.358	2,068.627	1,893.426	1,729.349	1,921.457	1,755.902	1,960.096	2,272.791	24,271.545
あま市 (旧甚目寺町を除く)	1,381.130	1,292.190	1,149.970	1,574.780	1,151.650	919.826	1,382.596	1,315.150	1,178.890	958.292	1,159.610	1,243.168	14,707.252
大治町	1,330.242	1,266.307	1,227.230	1,299.027	1,117.345	1,097.121	1,239.005	1,144.495	1,199.740	1,057.587	1,077.742	1,272.269	14,328.110
蟹江町	1,309.847	1,210.680	1,420.901	1,400.957	1,115.108	1,165.405	1,162.532	1,200.887	1,054.363	1,036.395	996.515	1,326.475	14,400.065
飛島村	488.715	565.182	502.631	644.908	583.204	538.718	600.772	576.464	581.290	782.913	768.039	664.084	7,296.920
合計	10,475.720	9,862.620	9,842.680	11,267.970	9,221.890	9,120.050	9,893.950	9,274.440	9,892.790	8,812.270	9,171.850	10,572.520	117,408.750

ウ) 全体

(単位:t)

月 市町村名	4月	5月	6月	7月	8月	9月	10月	11月	12月	1月	2月	3月	合計
津島市	2,074.503	1,906.567	1,856.576	2,305.962	1,986.286	1,843.301	1,959.185	1,624.769	2,241.189	1,755.766	1,730.509	1,994.492	23,279.105
愛西市	1,824.795	1,757.536	1,744.726	1,860.837	1,466.359	1,623.282	1,835.018	1,827.470	1,915.741	1,606.961	1,632.423	1,956.811	21,051.959
弥富市	2,323.322	2,127.459	2,189.231	2,458.584	2,037.936	2,155.885	1,999.387	1,825.570	2,026.689	1,849.955	2,051.403	2,375.875	25,421.296
あま市 (旧甚目寺町を除く)	1,475.760	1,356.580	1,217.448	1,643.484	1,214.890	991.716	1,450.501	1,386.839	1,263.780	1,010.246	1,228.856	1,310.488	15,550.588
大治町	1,364.602	1,294.797	1,255.970	1,326.157	1,145.355	1,124.451	1,267.026	1,173.582	1,232.570	1,082.457	1,109.442	1,297.969	14,674.378
蟹江町	1,352.347	1,250.410	1,455.551	1,447.657	1,150.928	1,205.575	1,208.242	1,239.787	1,106.578	1,074.951	1,036.729	1,369.294	14,898.049
飛島村	511.921	588.951	520.638	665.869	596.676	558.950	622.391	597.053	606.683	799.604	793.138	687.231	7,549.105
合計	10,927.250	10,282.300	10,240.140	11,708.550	9,598.430	9,503.160	10,341.750	9,675.070	10,393.230	9,179.940	9,582.500	10,992.160	122,424.480

(4) 令和6年度し尿等搬出状況

ア) 新開センター搬出状況（沈砂・し渣・脱水汚泥）

(単位: t)

	4月	5月	6月	7月	8月	9月	10月	11月	12月	1月	2月	3月	合計
沈砂	17.67	18.29	18.17	18.04	19.50	17.90	16.87	66.52	18.73	17.58	18.11	18.73	266.11
し渣	6.70	4.55	6.47	4.92	4.88	3.07	4.15	1.64	5.49	4.31	5.27	5.78	57.23
脱水汚泥	169.83	148.22	162.26	175.36	107.03	107.95	124.76	133.95	156.34	137.47	157.89	174.56	1,755.62

イ) 上野センター搬出状況（沈砂・し渣及び脱水汚泥）

(単位: t)

	4月	5月	6月	7月	8月	9月	10月	11月	12月	1月	2月	3月	合計
沈砂	18.39	18.49	18.47	18.43	18.37	18.90	18.31	17.35	18.15	54.64	44.66	18.73	282.89
し渣及び脱水汚泥	321.95	293.89	245.60	249.66	220.84	163.29	212.77	229.10	221.37	199.85	241.07	325.22	2,924.61

(5) 年度別し尿等処理実績

ア) し尿

(単位: t)

年度 市町村名	令和2年度	令和3年度	令和4年度	令和5年度	令和6年度
津島市	962.975	922.129	891.530	830.825	895.761
愛西市	1,369.906	1,353.201	1,191.445	1,161.751	1,030.445
弥富市	1,289.421	1,361.194	1,223.313	1,220.010	1,149.751
あま市 (旧甚目寺町を除く)	1,131.629	1,099.502	1,028.763	840.784	843.336
大治町	415.170	398.548	383.082	373.820	346.268
蟹江町	516.130	509.877	480.395	484.575	497.984
飛島村	292.529	261.409	265.802	312.525	252.185
計	5,977.760	5,905.860	5,464.330	5,224.290	5,015.730

イ) 処理槽汚泥

(単位: t)

年度 市町村名	令和2年度	令和3年度	令和4年度	令和5年度	令和6年度
津島市	21,822.059	21,851.601	21,847.945	21,599.743	22,383.344
愛西市	19,923.649	19,841.038	19,747.176	19,758.722	20,021.514
弥富市	24,143.724	25,272.538	23,920.283	23,693.619	24,271.545
あま市 (旧甚目寺町を除く)	15,282.358	15,233.757	14,760.164	15,642.856	14,707.252
大治町	13,405.835	13,460.727	13,606.875	13,938.129	14,328.110
蟹江町	15,273.239	15,135.561	15,444.616	14,858.132	14,400.065
飛島村	6,426.296	6,927.788	6,966.581	7,196.199	7,296.920
計	116,277.160	117,723.010	116,293.640	116,687.400	117,408.750

ウ) 全体

(単位: t)

年度 市町村名	令和2年度	令和3年度	令和4年度	令和5年度	令和6年度
津島市	22,785.034	22,773.730	22,739.475	22,430.568	23,279.105
愛西市	21,293.555	21,194.239	20,938.621	20,920.473	21,051.959
弥富市	25,433.145	26,633.732	25,143.596	24,913.629	25,421.296
あま市 (旧甚目寺町を除く)	16,413.987	16,333.259	15,788.927	16,483.640	15,550.588
大治町	13,821.005	13,859.275	13,989.957	14,311.949	14,674.378
蟹江町	15,789.369	15,645.438	15,925.011	15,342.707	14,898.049
飛島村	6,718.825	7,189.197	7,232.383	7,508.724	7,549.105
計	122,254.920	123,628.870	121,757.970	121,911.690	122,424.480

(6) 各種調査結果

ア) 施設放流水検査

1) 新開センター

	p H	B O D	C O D	塩化物イオン	S S	大腸菌群数	全窒素	全リン	色度
単位		mg/L	mg/L	mg/L	mg/L	個/cm³	mg/L	mg/L	度
協定値	5.8~8.6	10	15	-	5	3000	10	1	30
R06.04	7.2~7.5	<0.5~0.6	1.4~7.8	180	<1~5	0	0.75~1.5	0.023~0.043	1.2~31
R06.05	7.5~8.2	<0.5	1.1~3.9	7.2~190	<1~3	0	0.13~1.1	0.022~0.21	2.9~10
R06.06	7.4~7.9	<0.5~1.0	<0.5~4.7	52~170	<1~4	0	0.79~3.8	0.021~0.17	<0.5~13
R06.07	7.3~7.5	<0.5	0.6~2.5	160~170	<1~1.3	0	0.25~0.90	0.037~0.044	0.5~2.3
R06.08	7.2~7.9	<0.5~0.7	0.6~3.5	55~170	<1~2	0	0.18~5.7	0.027~0.16	0.6~7.2
R06.09	7.4~7.7	<0.5~1.1	1.6~2.3	140~160	<1~1.6	0	0.24~0.35	0.022~0.089	<0.5~2.9
R06.10	7.4~7.5	<0.5~0.5	1.4~6.3	140~170	<1~2	0	0.20~0.70	0.021~0.084	1.2~5.0
R06.11	7.0~7.8	<0.5~0.6	1.1~1.7	140~170	<1	0	0.13~0.47	0.020~0.061	<0.5~5.1
R06.12	7.3~7.9	<0.5~1.1	1.3~2.2	150~200	<1~2	0	0.22~1.8	0.025~0.34	0.7~9.5
R07.01	7.3~7.7	<0.5~1.0	1.0~1.4	160~220	<1	0	0.19~0.41	0.045~0.12	0.7~2.2
R07.02	7.2~7.7	<0.5~0.6	1.0~1.5	110~200	<1	0	0.16~2.2	0.050~0.13	<0.5~1.5
R07.03	7.4~7.7	<0.5~2.1	1.1~4.2	2.9~190	<1~6	0	0.15~0.53	0.015~0.21	1.6~16

(測定は毎週実施、結果の幅で表示)

2) 上野センター

	p H	B O D	C O D	塩化物イオン	S S	大腸菌群数	全窒素	全リン	色度
単位		mg/L	mg/L	mg/L	mg/L	個/cm³	mg/L	mg/L	度
基準値	5.8~8.6	20	50	-	70	3000	60	2	-
R06.04.04	6.5	2.1	5.9	33	3	0	9.3	0.087	7.7
R06.05.02	6.9	1.3	4.4	28	3	0	2.9	0.082	4.9
R06.06.06	6.8	2.3	7.5	43	4	0	11	0.29	10
R06.07.04	6.8	1.2	4.3	30	<1	0	9.9	0.13	6.7
R06.08.01	6.7	2.0	7.3	42	<1	0	10	0.19	12
R06.09.05	6.8	1.0	5.0	30	<1	0	7.9	0.12	0.74
R06.10.03	6.7	3.1	6.4	40	10	0	11	0.11	9.3
R06.11.07	6.8	2.2	3.8	23	20	0	3.3	0.034	4.1
R06.12.05	6.5	1.3	6.1	40	13	0	13	0.079	7.1
R07.01.09	6.9	0.8	3.2	23	5	0	5.0	0.079	3.4
R07.02.06	6.5	1.9	7.2	38	3	0	13	0.068	6.7
R07.03.06	6.6	0.9	6.6	41	2	0	18	0.037	7.3

pH : 水素イオン濃度

COD : 化学的酸素要求量

BOD : 生物化学的酸素要求量

SS : 浮遊物質量

イ) 新開センター臭気測定

項目	単位	協定値	東		西		南		北	
			R06.07.29	R07.02.20	R06.07.29	R07.02.20	R06.07.29	R07.02.20	R06.07.29	R07.02.20
アンモニア	ppm	1	0.1	<0.1	0.1	<0.1	<0.1	<0.1	<0.1	<0.1
メチルメルカプタン	ppm	0.002	<0.0002	<0.0002	<0.0002	<0.0002	<0.0002	<0.0002	<0.0002	<0.0002
硫化水素	ppm	0.02	<0.002	<0.002	<0.002	<0.002	<0.002	<0.002	<0.002	<0.002
硫化メチル	ppm	0.01	<0.001	<0.001	<0.001	<0.001	<0.001	<0.001	<0.001	<0.001
二硫化メチル	ppm	0.009	<0.0009	<0.0009	<0.0009	<0.0009	<0.0009	<0.0009	<0.0009	<0.0009
トリメチルアミン	ppm	0.005	<0.0005	<0.0005	<0.0005	<0.0005	<0.0005	<0.0005	<0.0005	<0.0005
アセトアルデヒド	ppm	0.05	0.006	<0.005	<0.005	<0.005	0.006	<0.005	<0.005	<0.005
プロピオンアルデヒド	ppm		<0.005	<0.005	<0.005	<0.005	<0.005	<0.005	<0.005	<0.005
ノルマルプロピルアルデヒド	ppm		<0.0009	<0.0009	<0.0009	<0.0009	<0.0009	<0.0009	0.0011	<0.0009
イソブチルアルデヒド	ppm		<0.002	<0.002	<0.002	<0.002	<0.002	<0.002	<0.002	<0.002
ノルマルバーレルアルデヒド	ppm		<0.0009	<0.0009	<0.0009	<0.0009	<0.0009	<0.0009	<0.0009	<0.0009
イソバーレルアルデヒド	ppm		<0.0003	<0.0003	<0.0003	<0.0003	<0.0003	<0.0003	<0.0003	<0.0003
イソブタノール	ppm		<0.09	<0.09	<0.09	<0.09	<0.09	<0.09	<0.09	<0.09
酢酸エチル	ppm		<0.3	<0.3	<0.3	<0.3	<0.3	<0.3	<0.3	<0.3
メチルイソブチルケトン	ppm		<0.1	<0.1	<0.1	<0.1	<0.1	<0.1	<0.1	<0.1
トルエン	ppm		<1	<1	<1	<1	<1	<1	<1	<1
スチレン	ppm	0.4	<0.04	<0.04	<0.04	<0.04	<0.04	<0.04	<0.04	<0.04
キシレン	ppm		<0.1	<0.1	<0.1	<0.1	<0.1	<0.1	<0.1	<0.1
プロピオン酸	ppm	0.03	<0.003	<0.003	<0.003	<0.003	<0.003	<0.003	<0.003	<0.003
ノルマル酪酸	ppm	0.001	<0.0001	<0.0001	<0.0001	<0.0001	<0.0001	<0.0001	<0.0001	<0.0001
ノルマル吉草酸	ppm	0.0009	<0.00009	<0.00009	<0.00009	<0.00009	<0.00009	<0.00009	<0.00009	<0.00009
イソ吉草酸	ppm	0.001	<0.0001	<0.0001	<0.0001	<0.0001	<0.0001	<0.0001	<0.0001	<0.0001
臭気指数			<10	<10	<10	<10	<10	<10	<10	<10
風向 風速	m/s		西北西 2.3	北北西 2.5	南南西 0.5	北北西 2.5	西南西 1.8	西北西 0.5	南南西 1.1	西北西 0.5

(測定場所=敷地境界線上・測定回数=年2回)

ウ) 上野センター臭気測定

項目	単位	北	南
		R06. 07. 29	R06. 07. 29
アンモニア	ppm	<0.1	<0.1
メチルメルカプタン	ppm	<0.0002	<0.0002
硫化水素	ppm	<0.002	<0.002
硫化メチル	ppm	<0.001	<0.001
二硫化メチル	ppm	<0.0009	<0.0009
トリメチルアミン	ppm	<0.0005	<0.0005
アセトアルデヒド	ppm	0.005	0.006
プロピオンアルデヒド	ppm	<0.005	<0.005
ノルマルブチルアルデヒド	ppm	<0.0009	<0.0009
イソブチルアルデヒド	ppm	<0.002	<0.002
ノルマルバレルアルデヒド	ppm	<0.0009	<0.0009
イソバレルアルデヒド	ppm	<0.0003	<0.0003
イソブタノール	ppm	<0.09	<0.09
酢酸エチル	ppm	<0.3	<0.3
メチルイソブチルケトン	ppm	<0.1	<0.1
トルエン	ppm	<1	<1
スチレン	ppm	<0.04	<0.04
キシレン	ppm	<0.1	<0.1
プロピオン酸	ppm	<0.003	<0.003
ノルマル酪酸	ppm	<0.0001	<0.0001
ノルマル吉草酸	ppm	<0.00009	<0.00009
イソ吉草酸	ppm	<0.0001	<0.0001
臭気指数		<10	<10
風向		東北東	西南西
風速	m/s	2.4	1.0

(測定場所 = 敷地境界線上)

工) 新開センター騒音・振動測定
騒音測定結果

測定日 : R06. 11. 28

時間帯	協定値 dB(A)	測定点	結 果 dB(A)	特記事項	風向等 (m/s)
朝 R06. 11. 28 06:00～ 07:09	55以下	東	45	—	0.4(SW)
		西	48	—	0.4(S)
		南	46	—	無風
		北	45	—	0.6(SW)
昼 R06. 11. 28 12:01～ 13:44	60以下	東	50	—	2.4(W)
		西	52	—	0.7(SW)
		南	47	—	1.7(W)
		北	49	—	1.5(N)
夕 R06. 11. 28 19:03～ 20:25	55以下	東	44	—	<0.4(NW)
		西	46	—	0.4(S)
		南	46	—	<0.4(NW)
		北	43	—	0.4(NW)
夜 R06. 11. 28 22:00～ 23:32	50以下	東	42	—	0.6(SE)
		西	46	—	0.4(W)
		南	46	—	0.5(E)
		北	41	—	無風

(測定場所=敷地境界線上・測定回数=年1回) (結果は中央値: L₅₀)

振動測定結果

測定日 : R06. 11. 28

時間帯	協定値 (dB)	測定点	結 果 (dB)	特記事項
昼 R06. 11. 28 12:01～ 13:44	65以下	東	30未満	—
		西	30未満	—
		南	30未満	—
		北	30未満	—
夜 R06. 11. 28 22:00～ 23:32	60以下	東	30未満	—
		西	31	—
		南	30未満	—
		北	30未満	—

(測定場所=敷地境界線上・測定回数=年1回) (結果は中央値: L₅₀)

参 考 资 料

参考資料

(1) 公害防止協定書（八穂クリーンセンター）

海部津島環境事務組合（以下「甲」という。）と鍋田区自治会（以下「乙」という。）とは、甲が海部郡弥富町大字鍋田字八穂に建設した清掃工場の操業に際して、公害防止及び地域住民の健康を守り、快適かつ良好な生活環境の保全を図るため、次のとおり協定を締結する。

（目的）

第1条 この協定は、清掃工場の操業に伴う施設周辺住民の生活環境の保全及び公害の未然防止を図るとともに施設運営を円滑に行うこととする。

（甲の責務）

第2条 甲は、清掃工場の操業にあたって、操業に伴う公害を防止する責務を有し、この協定を遵守するものとする。

（協定値の遵守）

第3条 甲は、清掃工場の操業にあたっては、別表に定める協定値を超えてはならない。

2 協定値が将来環境省の定める基準値よりも上回った場合は、乙に報告し、前項で定める協定値は環境省の基準に変更する。

（協定値を超えた場合等の措置）

第4条 甲は、清掃工場の操業により発生する排ガス、振動、臭気、放流水が基準値を超えた場合には、直ちにこれらの項目に関わる施設の運転を一時停止するとともに協定値を超えない措置を講じた後でなければ運転を再開してはならない。

2 甲は、前項の事態になったときは、その状況を直ちに書面で通知し、並びに講じた措置の内容について、速やかに乙に書面で報告するものとする。

（公害防止対策等）

第5条 甲は、施設の運営にあたって、公害防止に最善の努力を払い、公害防止技術の進展状況を勘案して、積極的に施設の改善を行うものとする。

（運営協議会等）

第6条 清掃工場からの公害の発生を未然に防止し、清掃工場の円滑な運営を図るため、運営協議会を設置するものとする。

2 運営協議会については、別途細則を設ける。

（被害の補償）

第7条 甲は、清掃工場の操業に伴い甲の責に帰すべき事由によって生じた一切の被害を与えたときは、直ちにその損害を賠償する。

（施設の変更）

第8条 甲は、主要施設の一部を変更するときは、乙に報告し、運営協議会で協議するものとする。

（協定の有効期間及び操業）

第9条 この協定の有効期間は、清掃工場が操業を終了後10ヶ年間とする。

2 操業期間については、別途これを定める。

(協議)

第10条 この協定の定めのない事項について定めをする必要が生じたとき、この協定に定める事項について疑義が生じたときは、その都度甲乙協議して定める。

この協定の締結を証するため、本書を三通作成し、甲、乙及び立会人記名捺印のうえ各自一通を保有するものとする。

平成13年9月28日

(署名省略)

※組合規約の改正により、平成18年4月1日「海部津島環境事務組合」から「海部地区環境事務組合」と名称変更となりました。

協定項目及び協定値

ア) 排ガスの排出濃度（測定場所＝煙突・測定回数＝年6回）

項目	協定値 (アセス目標値)
ばいじん	0.02g/m ³ N以下 (O ₂ =12%換算値)
硫黄酸化物	25ppm以下
窒素酸化物	70ppm以下 (O ₂ =12%換算値)
塩化水素	50ppm以下 (O ₂ =12%換算値)

イ) 排ガス排出濃度（測定場所＝煙突・測定回数＝年1回）

項目	協定値 (アセス目標値)
ダイオキシン類	0.1ng-TEQ/m ³ N以下 (O ₂ =12%換算値)

ウ) 騒音（測定場所＝敷地境界線上・測定回数＝年1回）

項目	協定値 (アセス目標値)
朝 (6時～8時)	50dB以下
夕 (19時～22時)	
昼間 (8時～19時)	55dB以下
夜 (22時～6時)	45dB以下

エ) 振動（測定場所＝敷地境界線上・測定回数＝年1回）

時間帯	協定値 (アセス目標値)
昼間 (7時～20時)	55dB
夜間 (20時～7時)	55dB

オ) 臭気（測定場所＝敷地境界線上・測定回数＝年1回）

項目	協定値 (アセス目標値)
アンモニア	1ppm以下
メチルメルカプタン	0.002ppm以下
硫化水素	0.02ppm以下
硫化メチル	0.01ppm以下
二硫化メチル	0.009ppm以下
トリメチルアミン	0.005ppm以下
アセトアルデヒド	0.05ppm以下
プロピオンアルデヒド	0.05ppm以下
ノルマルブチルアルデヒド	0.009ppm以下
イソブチルアルデヒド	0.02ppm以下
ノルマルバレルアルデヒド	0.009ppm以下
イソバレルアルデヒド	0.003ppm以下
イソブタノール	0.9ppm以下
酢酸エチル	3ppm以下
メチルイソブチルケトン	1ppm以下
トルエン	10ppm以下
スチレン	0.4ppm以下
キシレン	1ppm以下
プロピオン酸	0.03ppm以下
ノルマル酪酸	0.001ppm以下
ノルマル吉草酸	0.0009ppm以下
イソ吉草酸	0.001ppm以下

カ) 放流水の水質（測定場所＝排水口・測定回数＝年1回）

項目	協定値 (アセス目標値)
水素イオン濃度	5.8～8.6 (pH)
生物化学的酸素要求量	15mg/L (日間平均10mg/L) 以下
化学的酸素要求量	15mg/L (日間平均10mg/L) 以下
浮遊物質量	15mg/L (日間平均10mg/L) 以下
ヘキサン抽出物質	鉱油類 2mg/L以下 動植物油脂類 10mg/L以下 合計
フェノール類	0.5mg/L以下
銅	1mg/L以下
亜鉛	5mg/L以下
溶解性鉄	10mg/L以下
溶解性マンガン	10mg/L以下
総クロム	2mg/L以下
フッ素	15mg/L以下
大腸菌群数	日間平均3000個/cm ³ 以下
窒素含有量	15mg/L (日間平均10mg/L) 以下
りん含有量	2mg/L (日間平均1mg/L) 以下
カドミウム	0.1mg/L以下
シアン	1mg/L以下
有機リン	1mg/L以下
鉛	0.1mg/L以下
六価クロム	0.5mg/L以下
ヒ素	0.1mg/L以下
総水銀	0.005mg/L以下
アルキル水銀	検出されないこと
P C B	0.003mg/L以下
ジクロロメタン	0.2mg/L以下
四塩化炭素	0.02mg/L以下
1, 2-ジクロロエタン	0.04mg/L以下
1, 1-ジクロロエチレン	0.2mg/L以下
シス-1, 2-ジクロロエチレン	0.4mg/L以下
1, 1, 1-トリクロロエタン	3mg/L以下
1, 1, 2-トリクロロエタン	0.06mg/L以下
トリクロロエチレン	0.3mg/L以下
テトラクロロエチレン	0.1mg/L以下
1, 3-ジクロロプロペン	0.02mg/L以下
チウラム	0.06mg/L以下
シマジン	0.03mg/L以下
チオベンカルブ	0.2mg/L以下
ベンゼン	0.1mg/L以下
セレン	0.1mg/L以下

(2) 八穂クリーンセンター運営協議会設置条例

制定 平成14年3月28日

改正 平成18年3月29日

(設置)

第1条 この条例は、地方自治法（昭和22年法第67号）第138条の4第3項の規定に基づき、弥富市鍋田町八穂399番地3に設置した海部地区環境事務組合八穂クリーンセンターの操業に伴い、その円滑な運営を図るため、海部地区環境事務組合八穂クリーンセンター運営協議会（以下「運営協議会」という。）の設置及び運営について必要な事項を定めるものとする。

(所掌事務)

第2条 運営協議会は、次の事項を協議する。

- (1) 公害防止対策に関する事項
- (2) 公害防止協定の協定値を超えた場合等の設置に関する事項
- (3) 主要施設の変更に関する事項
- (4) その他運営協議会が必要と認めた事項

(組織)

第3条 運営協議会は、委員16人以内で組織する。

2 運営協議会に会長1人、副会長2人を置く。

(任期)

第4条 委員の任期は、2年とする。

ただし、補欠委員の任期は、前任者の残任期間とする。

(会議)

第5条 会長は、運営協議会の業務を統括し、会議を招集する。

(委任)

第6条 この条例で定めるもののほか、運営協議会の運営に関し必要な事項は、別に規則で定める。

附 則

この条例は、平成14年4月1日から施行する。

附 則

この条例は、平成18年4月1日から施行する。

(3) 八穂クリーンセンター運営協議会規則

制定 平成14年3月28日
改正 平成17年4月1日
改正 平成18年3月29日

(目的)

第1条 この規則は、海部地区環境事務組合八穂クリーンセンター運営協議会設置条例（平成14年海部地区環境事務組合条例第5号）第6条の規定に基づき、海部地区環境事務組合（以下「組合」という。）八穂クリーンセンター運営協議会（以下「運営協議会」という。）に関し必要な事項を定めるものとする。

(構成)

第2条 運営協議会は、次の委員をもって構成する。

- (1) 組合管理者、副管理者及び弥富市長
 - (2) 鍋田自治会 8人
 - (3) 学識を有する者
- 2 学識を有する者は、組合管理者が選任する。
- 3 委員の任期は、2年とする。ただし、再任を妨げない。
- 4 委員の異動が生じた場合には、新たに委員となった者は、14日以内にその住所氏名を運営協議会事務局に通知する。
- 5 委員が、任期途中で交替した場合は、その任期は前任者の残任期間とする。
- 6 委員は、都合により代理の者を出席させることができる。
- 7 運営協議会は、必要に応じ、委員の推薦する学識を有する者を専門委員に任命し、会議に加えることができる。
- 8 運営協議会は、必要に応じ専門部会を設ける。
- 9 運営協議会に事務局を設け、八穂クリーンセンター内に置く。

(役員)

第3条 会長は、学識を有する者を選任する。

- 2 副会長は、前条第1項第1号の組合側委員から1人、前条第1項第2号に規定する鍋田自治会役員から1人をそれぞれ選任する。
- 3 役員の任期は、2年とする。ただし、再任を妨げない。
- 4 役員の任期途中で交替した場合は、その任期は前任者の残任期間とする。
- 5 副会長は、会長を補佐し、会長に事故があるときはその職務を代理する。

(会議)

第4条 会議は、定例会及び臨時会とする。

- 2 定例会は、年2回開催する。
- 3 臨時会は、委員3人以上から請求があったときは、7日以内に開催する。
- 4 議長は、会議開催の都度、委員の互選により選出する。
- 5 会議は、委員の過半数の出席を要し、議事は出席者の過半数をもって決する。可否同数の時は、議長の決するところによる。
- 6 会議の議事については、議事録を作成し、議長の議事録署名を経た後、これを事務局に保管する。

(報告)

第5条 組合は、会議にあたって、排ガス、排水などの測定結果、八穂クリーンセンターの操業に関する事項、運営協議会が必要と認めた事項を報告しなければならない。

(経費)

第6条 運営協議会の経費は、組合の負担とする。

(その他必要事項)

第7条 その他、運営協議会の運営について必要な事項は、別に定める。

附 則

この規則は、平成14年4月1日から施行する。

附 則

この規則は、公布の日から施行し、平成17年4月1日から適用する。

附 則

この規則は、平成18年4月1日から施行する。

(4) 海部津島衛生組合第1事業所施設運営に関する協定書

海部津島衛生組合（以下「甲」という。）と津島市新開地区代表者（以下「乙」という。）は、地区住民の健康を守り快適でかつ良好な生活環境の保全を図るため甲が津島市大字津島字新開84番地に更新する海部津島衛生組合第1事業所（以下「施設」という。）の操業に伴う公害の防止に関し、次の事項について協定を締結する。

（基本理念）

第1条 甲は、施設の運営に当たっては、公害関係法令に定める事項を遵守し、公害防止に努めるものとする。

（受入れ処理の対象）

第2条 甲が受け入れ処理するものは、組合構成自治体の区域内で発生する生し尿及び浄化槽汚泥（以下「し尿等」という。）に限るものとする。

（緑化対策及び環境美化）

第3条 甲は、第1事業所敷地内の美化に努めるとともに、諸施設周辺に緑地を設けるものとする。（測定及び記録）

第4条 甲は、排出水の水質状況を別に定めるところにより測定し、その結果を記録しておくとともに、乙に、定期的にそれを送付するものとする。

甲は、大気（煤煙）、騒音、振動及び悪臭を別に定めるところにより測定し、その結果を記録しておくとともに、乙に、定期的にそれを送付するものとする。

（資料の提出及び調査）

第5条 甲は、乙から施設の利用及び処理の状況その他必要な事項に関する資料の提出を求められた場合は、これに応ずるものとする。

2 甲は、乙が事業所敷地内の立ち入りを要求した場合は、これに応ずるものとする。

（苦情の処理）

第6条 甲は、乙から事業所の運営に関する苦情の申し出があった場合は、事実関係の調査を行い、乙と協議のうえ善処するものとする。

（管理基準）

第7条 甲は、施設の運営に当たり、この地域の生活環境保全を考慮し、別に定める施設運転管理基準等を守るものとする。

2 甲は、法令の改正等に伴い前項の基準等を改定しようとするときは、その都度乙と協議するものとする。

（構成自治体の長の責務）

第8条 甲の管理者は、構成自治体の長と連絡を密にして、甲の処理区域内の適正な収集、運搬体制の確立並びに搬入業者等に対する必要な指導者について十分協議し、施設の運営及び地域住民の生活環境の保全に全力を期するものとする。

（その他）

第9条 甲と乙は、この協定に定めない事項その他疑義が生じた場合は、その都度誠意をもって協議して定めるものとする。

この協定書の締結を証するため本書2通を作成し、それぞれにおいて記名押印のうえ、各自その1通を保持する。

平成8年2月2日

（署名省略）

※ この協定書は、平成8年に海部津島衛生組合において締結し、海部地区環境事務組合に継承している。

(5) 海部津島衛生組合第1事業所施設運営に関する協定書細目事項

海部津島衛生組合（以下「甲」という。）と津島市新開地区代表者（以下「乙」という。）との間で平成8年2月2日締結した海部津島衛生組合第1事業所施設運営に関する協定書（以下「協定書」という。）を実施するための細目事項は、下記のとおりとする。

記

- 1 協定書第4条の測定方法は、手分析及び自動測定器によるものとし、項目別の測定回数及び測定方法は、別表1のとおりとする。ただし、供用開始後（段階的供用開始の場合を含む。）測定値が安定するまでの間、必要に応じて測定回数を増加させるものとする。なお、手分析等の方法は、関係法令に定める手法とする。
- 2 協定書第5条第1項の提出資料の項目は、処理水の排水状況に関するもの、煤煙、騒音、振動及び臭気の状況に関するものとする。
- 3 協定書第7条第1項に定める施設運転管理基準値は、別表2のとおりとする。
- 4 甲は、放流水の水質、煤煙、騒音、振動及び臭気（甲に起因するものに限る）が、施設運転管理基準値を上回ったときは、その原因を調査し、適切な措置を講ずるものとする。
- 5 測定値が3年以上継続して施設運転管理基準の1/10以下の範囲にある細目については、甲乙協議のうえ測定回数を減免することが出来るものとする。

※ この協定細目事項は、海部地区環境事務組合に継承している。

別表1 項目及び測定回数

項目	細目	測定回数（内訳：測定回数）	測定方法
水質	水素イオン濃度 (pH) 生物化学的酸素要求量 (BOD) 浮遊物質 (SS)、大腸菌群数 化学的酸素要求量 (COD) 色度 T-N、T-P 透視度	連続 1回/週 2回/週 連続 (1回/週) 1回/週 1回/週 1回/週	自動測定器 手分析 手分析 自動測定器 手分析 手分析 手分析
煤煙	ばいじん量 硫黄酸化物 窒素酸化物	2回/年 (2回/年) 2回/年 2回/年 (2回/年)	手・自動 手・自動 手・自動
騒音・振動	騒音・振動	1回/年	自動測定器
騒音・振動・臭気	臭気 アンモニア 硫化水素 メチルメルカプタン 硫化メチル 二硫化メチル トリメチルアミン アセトアルデヒド スチレン プロピオン酸 ノルマル酪酸 ノルマル吉草酸 イソ吉草酸	2回/年	手分析

(注) 測定は、原則として組合が行うものとする。

別表2 規制基準及び施設運転管理基準

項目	細目	規制基準	施設運転管理基準
水質	水素イオン濃度	5.8以上8.6以下	5.8以上8.6以下
	生物化学的酸素要求量	日間平均20mg/L以下	日間平均10mg/L以下
	浮遊物質量	日間平均70mg/L以下	日間平均5mg/L以下
	大腸菌群数	日間平均3,000個/cm ³ 以下	日間平均3,000個/cm ³ 以下
	化学的酸素要求量	日間平均50mg/L以下	日間平均15mg/L以下
	色度	—	30度以下
	全窒素 (T-N)	日間平均60mg/L以下	日間平均10mg/L以下
	全リン (T-P)	日間平均8mg/L以下	日間平均1mg/L以下
大気	ばいじん量 (連続炉)	0.2g/m ³ N以下	0.2g/m ³ N以下
	硫黄酸化物	K値9以下	K値9以下
	窒素酸化物	200ppm以下	200ppm以下
騒音	昼間 (8~19)	60dB以下	60dB以下
	朝夕 (6~8、19~22)	55dB以下	55dB以下
	夜間 (22~6)	50dB以下	50dB以下
振動	昼間 (7~20)	65dB以下	65dB以下
	夜間 (20~7)	60dB以下	60dB以下
悪臭	アンモニア	5 ppm以下 156m ³ N/h以下	1 ppm以下 0.14m ³ N/h以下
	硫化水素	0.2ppm以下 6.24m ³ N/h以下	0.02ppm以下 0.005m ³ N/h以下
	トリメチルアミン	0.07ppm以下 2.18m ³ N/h以下	0.005ppm以下 0.0019m ³ N/h以下
	メチルメルカプタン	0.01ppm以下	0.002ppm以下
	硫化メチル	0.2ppm以下	0.01ppm以下
	二硫化メチル	0.1ppm以下	0.009ppm以下
	アセトアルデヒド	0.5ppm以下	0.05ppm以下
	スチレン	2ppm以下	0.4ppm以下
	プロピオン酸	0.2ppm以下	0.03ppm以下
	ノルマル酪酸	0.006ppm以下	0.001ppm以下
	ノルマル吉草酸	0.004ppm以下	0.0009ppm以下
	イソ吉草酸	0.01ppm以下	0.001ppm以下

1 規制基準について

公害関係法令の基準値を示す。

2 施設運転管理基準について

水質は排出水、大気は排出ガス、騒音・振動及び悪臭は敷地境界線上において判定する。

令和6年1月25日付けで「水質汚濁防止法施行規則及び排水基準を定める省令の一部を改正する省令」が公布されたことに伴い、下記のとおり変更しました。

記

- 1 改正箇所 海部津島衛生組合第1事業所施設運営に関する協定書細目事項
別表1 項目及び測定回数
別表2 規制基準及び施設運転管理基準
- 2 改正内容 「大腸菌群数」→「大腸菌数」
「日間平均3,000個/cm³以下」→「日間平均800CFU/mL以下」
- 3 施行日 令和7年4月1日

(6) 用語解説

※「あいうえお」順で表示しております。
※網掛している用語の解説をしています。

あ行

・アセス

環境影響評価（環境アセスメント）の略で、事業を実施するにあたって環境にどのような影響を及ぼすかについて自ら調査、予測、評価を行い、その結果を公表して国民、地方公共団体から意見を聴き、環境保全の観点から総合的かつ計画的に、より望ましい事業計画を作り上げていこうとする制度です。

・伊勢湾総量規制

汚染物質の排出総量を許容限度以下に規制することです。人口、産業等が集中し、汚濁が著しい広域的な閉鎖性海域（伊勢湾）の水質改善を図るため、工場・事業場のみならず、生活排水等も含めた全ての汚濁発生源について、汚濁負荷量の削減対策を進める制度であり、水質汚濁防止法に基づき実施されています。

・塩化水素

大気汚染物質有害5種のうちの1つで、無色の気体です。金属を腐食する性質があり、多量に吸入すると咽頭部のけいれんや肺水腫が起き、非常に危険です。また、眼や皮膚の組織にも強烈な刺激を与え、失明を起こすこともあります。

・オーバーホール

機器を分解、清掃、検査し、不具合箇所を交換して再度組み立てることです。

か行

・化学的酸素要求量（COD：Chemical Oxygen Demandの略）

代表的な水質の指標です。水中の被酸化物質が一定条件の下で酸化剤によって酸化されるのに要する酸素量です。

・活性炭

黒色の炭素質物質で、色素やガスを吸着する性質があります。

・カレット

ガラス製品をリサイクルする為に、破碎した状態のガラス屑です。

・夾雜物

し尿浄化槽汚泥に含まれる紙、布、ビニールなどの水処理に不適当な物です。

・減容化

廃プラスチックなどを圧縮して容積を減らし、同時に取り扱いやすいように結束（こん包）することです。減容化することで輸送効率を向上し、リサイクルコストやエネルギーの低減につながります。また、保管場所のスペースも少なくて済みます。

・減量化

ごみ等の排出量を減らすことです。具体的には食べ残しを減らす、水切りにより生ごみの排出量を減らす、粗大ごみを修理して再び使用する、家庭用生ごみ処理機等で生ごみを堆肥化する等が挙げられます。

・公債費

地方公共団体が、地方債の発行の際に定められた条件により、毎年度必要とする元金の償還及び利子の支払いに要する経費の合計額のことをいいます。

・小型廃家電

廃棄された家庭用小型電気製品の通称です。

さ行

・資源化

廃棄物又は施設での残渣類を再資源化し、新たな製品の原料として利用することです。

・し渣

し尿浄化槽汚泥に含まれていた紙、布、ビニールなどをいいます。

・集じん灰

焼却により生じる排ガス中に含まれる飛灰をろ布を通して集めたものです。

・浄化槽汚泥対応型脱窒素処理方式

性状の変動が大きい浄化槽汚泥に対応した脱窒素処理方式です。脱窒素処理方式とは、BODだけでなく窒素を処理することも主目的とする処理方式です。

・焼却残渣

ごみ焼却施設から最終的に排出される残渣であり、焼却灰や集じん灰の総称をいいます。

・消化方式

汚泥内の有機物を分解する処理方式です。文中の消化方式は嫌気性消化方式のことで、酸素が無い状態で繁殖する細菌の働きによりメタンと二酸化炭素に分解する方法です。

・水素イオン濃度 (pH : Potential Hydrogen, Power of Hydrogenの略)

pH 7を中性とし、これより高い値をアルカリ性、低い値を酸性といいます。

・生物化学的酸素要求量 (BOD : Biochemical Oxygen Demandの略)

水中の物質を好気性の微生物が分解する際に消費される溶存酸素量のことです。

・全窒素

水中の無機性窒素（アンモニア性窒素、亜硝酸性及び硝酸性窒素）及び有機性窒素（蛋白質はじめ種々の有機化合物の窒素）の総量で、富栄養化に関与します。

・全リン

水中の無機体りん（りん酸イオン、ポリリン酸類、メタリン酸類等）及び有機体りん（りん脂質、りん蛋白質等）の総量で、富栄養化に関与します。

・全連続燃焼式

24時間稼働で焼却を行う方式です。

た行

・ダイオキシン類

ポリ塩化ジベンゾパラジオキシン、ポリ塩化ジベンゾフラン及びコプラナーPCBの3種類の有機塩素化合物をいいます。環境中で分解しにくく、生体内の脂質に蓄積されやすく、発がん性、免疫毒性、生殖毒性、催奇形性などの毒性があるとされています。

・大気汚染物質

ばい煙、粉じん（一般粉じん、特定粉じん）、自動車排出ガス、有害大気汚染物質などがあります。

・脱水汚泥

し尿浄化槽汚泥に化学薬品（高分子凝集剤）を加え遠心分離機で固液分離した固形物です。

・特殊反応助剤

ろ過式集塵機のろ布をコーティングして保護するために使う薬剤です。

な行

・熱灼減量測定

ごみ焼却施設の維持管理基準及び廃棄物の埋め立て基準の1つで未燃分を測定することです。焼却残渣の中に残る未燃物の重量比により表します。

は行

・煤煙

大気汚染防止法では硫黄酸化物、ばいじん、有害物質（窒素酸化物、カドミウム及びその化合物、塩素及び塩化水素、フッ素、フッ化水素及びフッ化ケイ素、鉛及びその化合物）、特定有害物質が規定されています。

・ばいじん

燃焼排ガスに含まれる粉体、煤（すす）及び飛散灰等をいいます。

・破碎鉄

破碎機にかけた後、磁選機を用いて回収した鉄分です。

・バッチ炉

固定式の火格子の炉で、ごみを投入して燃焼が終わると灰をかき出し、また次のごみを投入するという方式の炉です。

・浮遊物質量（SS：Suspended Solidsの略）

水中に浮遊する粒径2mm以下の不溶解性物質の濃度で、単位はmg/Lで表わします。

ま行

・膜分離高負荷脱窒素処理方式

微生物に、アンモニアや腐りやすい物資などを食べさせて、水で薄めず処理します。膜分離装置では生物処理の固液分離を行います。

ら行

・流動焼却装置灰ホッパー

脱水汚泥を燃焼した灰を貯めて置く場所です。

(7) 単位・記号の解説

※測定結果等で使用されている単位・記号の説明をしています。

・ g/m³、mg/m³

0°C、1気圧の気体1立方メートル（1立方メートル）あたりの物質の重量です。

・ m³/h

1時間あたりに流れる気体の容量です（立方メートル数）。

・ ng - TEQ/m³

TEQは毒性等量といい、ダイオキシン類の毒性を各異性体の量にTEF（毒性等価係数）を掛けて2,3,7,8-四塩化ジベンゾパラジオキシン（TeCDD）の量に換算して表したもので、それを1立方メートルあたりのng数（10億分の1）で示したものです。

・ ppm (Parts Per Millionの略)

濃度を表す単位で、100万分の1を表します。

・ m (ミリ : milliの略)

10⁻³。1000分の1を表します。

・ μ (マイクロ : microの略)

10⁻⁶。100万分の1を表します。

・ n (ナノ : nanoの略)

10⁻⁹。10億分の1を表します。

・ p (ピコ : picoの略)

10⁻¹²。1兆分の1を表します。

組合概要

編集・発行 海部地区環境事務組合

〒496-0071

愛知県津島市新開町二丁目212番地

TEL 0567-28-3810

FAX 0567-28-3809

ホームページアドレス <http://www.atkankyo.or.jp/>

発行年月 令和7年8月
